

(第九部)

第一回 参議院農林委員會會議錄第七号

- 付託事件
- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
 - 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
 - 農業保險法の改正に関する陳情(第十三號)
 - 農業復興運動に関する陳情(第十二號)
 - 水利組合費賦課に関する陳情(第十二號)
 - 食料品配給公團法案(内閣送付)
 - 油糧配給公團法案(内閣送付)
 - 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
 - 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
 - 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
 - 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
 - 薪炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
 - 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
 - 農業用電力料金の引下げ及び換地成分経費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七號)
 - 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出政策改善に関する陳情(第六十八號)
 - 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に関する陳情(第七十號)
 - 農地委員會の經費を全額國庫負擔とするに關する陳情(第七十三號)
 - 林道飯田、赤石線開設に關する請願(第十七號)

- 主食需給計畫の根本的改革に関する陳情(第七十四號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第七十六號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七號)
- 農業技術者給與國庫負擔を減らすに關する陳情(第八十號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四號)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七號)
- 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百二號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百五號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十九號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第一百十五號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第一百十六號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百十九號)
- 飼料配給公團法案(内閣送付)
- 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 農業協同組合法案(内閣送付)
- 農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に關する法律案(内閣送付)

- 函館管林局の管轄區域變更に関する請願(第五十四號)
 - 農用人参試験場設置に関する請願(第六十六號)
 - 米價改訂に関する陳情(第二百二十八號)
 - 民有林野制度の確立に関する陳情(第三百三十號)
 - 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第三百三十一號)
 - 農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第三百三十三號)
 - 開拓者資金融通に關する陳情(第三百三十八號)
 - 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に關する陳情(第四百九十九號)
 - 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五百十號)
 - 運配主食の價格に關する陳情(第五百二十二號)
- 昭和二十二年八月十九日(火曜日)午前
時五十三分開會
- 本日の會議に付した事件
- 開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
 - 委員長(橋見義男君) 只今から委員會を開會いたします。本日は只今付託されております開拓者資金融通法の一部を改正する法律案につきまして審議を始めたいと思ひます。先づ最初に農林大臣から提案理由の御説明を承りたいと思ひます。
 - 國務大臣(平野力三君) 開拓者資金

融通法の一部を改正する法律案提案の理由を御説明申し上げたいと思ひます。只今提出されました開拓者資金融通法の一部を改正する法律案について提案理由を申し上げます。御承知の通り、政府におきましては、去る第九十三回帝國議會におきまして成立いたしました開拓者資金融通法に基きまして、開拓者の營業資金及び住宅資金といたしまして昭和二十一年度におきまして總計四億一千一百萬圓の貸付を完了いたしました。昭和二十二年度におきましては總額九億五百萬圓中その第一・四半期分の三億八千萬圓の貸付中であります。資力の乏しい開拓者に或いは農具を、或いは住宅を、或いは家畜を入手する機會を與へ得ましたことは、政府といたしまして開拓者の營業並びに生活安定の基礎を築く第一歩と信じております。今後ますますこの適切な運営によりまして同法の目的を達成するために遺憾なきを期したいと思ふ次第であります。併しながら、かように申しましたも、開拓地は一般に非常に恵まれない環境にありまして、而も土地は非常に瘠せておるのみならず、經濟的に見ましても非常に不利なる條件が多いのであります。従いまして當面の營業收入のみによつては、大して現金収入を期することは困難であります。従つてこのために、當分の間生産費を賄うにも困難を生ずるというやうな實情であるのであります。開拓地の自然的經濟的立地條件に即應いたしまして、適正なる規模を有する共同施設を導入いたしまして、生計の資金を獲得するのみならず、營業資金の補填をもいたさずと同時、將來の經濟的基礎を設定いたさずとすことは、開拓地の農業經營を安定せしめる最も緊要なものであると考へるのであります。併しながらこれに要する資金は、開拓者の自己資金の融出、或いは開拓者團體の信用によつて、外部負債の導入に依存するということとは事實上困難であります。又普通の金利を以ていたしましては、負擔の重きに失する虞があるのであります。ここにござりますて、どういたしまして、政府資金による低利長期の資金を必要といたすことは當然であります。ここに於いて政府といたしましては、本法案によりまして現行の開拓者資金融通法の一部を改正いたしまして、政府の資金を以ちまして、開拓者の組織いたしますところの法人に對し、その必要とする共同施設の資金を貸付けようとするのであります。本案に申しますところの共同施設とは、差當り開拓者のための副業施設を對象とする所存でありまして、昭和二十二年度において總額二千萬圓を貸付けその償還の方法につきましては、從來の營業資金、住宅資金と同じく長期低利の均等年賦償還の方法によることとしたのであります。唯償還期間につきましては、營業又は住宅資金の場合は五ヶ年でありまして、共同施設資金につきましては、その貸付は法人に對して行われるのでありますので、施設の操

業開始までの期間を一ヶ月と想定いたしました。この期間のみ無利子で据置ることとしたのであります。

以上がこの法案の趣旨と内容の概略であります。何卒慎重御審議の上速やかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○山崎恒吉 只今提案された資金融通の問題に對しまして、共同施設に對するところの二千萬圓の資金貸出しはまことに時宜に適した計畫と存せられるのであります。只今大臣から説明されました二十一年度におけるところの四億一千萬圓並びに二十二年度におけるところの五億何千萬圓かの中の三億八千萬圓の從來貸付けたところの金額に對して、どのくらいの開拓戸數に對してどういふ状況に金が利用されておるかという點と、並びにこの共同施設に對するところの二千萬圓は、どのくらいの施設に對して、二千萬圓を貸付けたかという點を一應お聴きしたいと、かように存するのであります。

○國務大臣(平野力三君) 開拓局長より説明いたします。

○政府委員(伊藤佐君) お答え申し上げます。昭和二十一年度におきまして、開拓資金の融通は全國で四萬四千八百五十五、これはお手許にお配りいたしました最後の表の最後の總計のところにごさいます。それから今年度の分はまだ途中でございますが、差當りできました分を申し上げますと、一億二千萬圓の資金によりまして、共同施設といましては豫算の面では一ヶ所十萬圓、二百ヶ所というところに相成っております。ただ漸次物價、勞賃その他が昂騰いたしてまいりますので、

十萬圓でできる場所もございまいし、又それでは無理な場所もございまいし、大體の標準でございまいし、それよりもその點は差支ないと思ひます。

○寺尾博君 開拓地共同施設という只今大臣から御説明になった、すなわち副業的なもの、これは非常に開拓地としては重要な意義を持つておるもので、見方によりましてさういふ開拓地の特殊の天然環境を利用して、そこに他の平坦部なり他の地方でできない獨得の副業の成立に成功し得た開拓地は、他のものに先立つて優れて繁榮し存続する力を持ち得るようになるのであらう、こゝ想像されます。その逆はかような適當な副業の成り立たざる農耕一農のみの開拓地が、果して力強く今後存続し得べきものか、相當疑問視するべきものである。こゝういふ見地から只今の共同施設のごときは、最も開拓事業の中で力を入れて頂くべき點であらうと思ひます。私は從つてこの共同施設副業の建設には、開拓の見地から非常に重要視しておるのである。而してこれが單なる必ずしも農業、殊に農耕というものは、趣きの違つた、或場合には冷水を利用して養魚をやる、或場合にはその近くにある山林から出る特殊の材料で工製品を作る、種々様々ある。或地方では礦水を蒸溜する。その地域々々によつて特殊な天然資源を見出すといふことで、技術的の見地からいへば、こゝなバラエティーがあつて、又從つてこれに對するところの研究とか、技術の進歩、即ちそれらは普通の農業技術以外の面において澤山あるのである。どの土地にどういふ副業をなさしめ、又或種の副業

條件が備わつてゐる場合に、これを實現せしめて、又開拓者をその技術を習得せしめ、或いはその事業を旺盛にせしめるようなことについては、非常な特殊の努力を、指導上又はこれを助ける上において、政府が行わなければならない、少なからざるものがある。又これによつて廣い意味における農業關係の技術研究進歩が、非常に大きいと思ふのである。この點については單り資金もこの程度で差當り足るかもしれないが、今後蓋しこれを強化しなければならぬ。ただ金だけの問題ばかりじゃない。この事業を建設する上において、技術的、經濟的に調査の上、餘程政府が力を入れなければ、下手をやる、折角土地は開墾したけれども、生活が存続し得ないという場合がある。又これを開發するといふことは、眞に我が國の狭小な國土の利用價值を非常に高めるので、最も立派な仕事である。私がこゝで伺いたしたのは、先ず第一に今日までのところにおいて、この種の副業として注目され、或いはすでに成立つており、或いは成立したとしておる。殊に今回二十萬圓の資金を融通せんとする場合の對象となるもので、どの種のものがどの程度に存在しておるか、お分りの點を伺いた。

又將來只今申しましたような單り技術の點だけでなしに、凡そ事業を建設するに對しては農林大臣の御抱負を承りたい。

○國務大臣(平野力三君) 誠に御尤もの御質問でありまして、現在開拓者がやつております土地については、御指摘の通りなかに困難な場所が非常にあるのであります。若し今後のやり

方が適當でないといひますと、多くは立往生をいたしました。中途で開拓を放棄しなければならぬというやうな場所がないとは言へないのであります。この點に關しましては政府といひましたも、重大なる責任がありますので、今後あらゆる角度から現在の開拓者のやつておりますところの實情を検討いたしまして、さういふことをないやうに萬遺憾なきを期したいと考へるのであります。今回ここに開拓者資金の融通法の一部を改正いたしました、假に今年二十萬圓だけでもかような共同施設のために融資をいたすやうになりました事實も、只今御指摘のやうなことも憂へたが故に、かような方法を考へたと御承知を願ひたいのであります。今後私共は單に只今ここに提案をいたしました二十萬圓程度で以

て決して十分というのではないのであります。今後は開拓方面における資金關係、或いはこの資金を中心としたしまして、種々なる施策を考慮いたしまして、これが目的を完全に達するやうにいたしましたと考えております。御指摘になりました具體的に共同施設をやつておられますところの事實、又今後この共同施設に對して補助いたします具體的な方法に關しましては、開拓局長より御説明いたします。

○政府委員(伊藤佐君) 只今のお答えの前に先程本年の開拓者の資金融通はどういふふうになつておるかという點をお説明申し上げます。本年の第一、四半期には合計三億八千萬圓でございますが、その中營運の資金といたしまして、二億八千萬圓に貸付をいたしました。これは一萬圓ずつでありまして、一萬

三千五百戸に貸付をいたしました。この分が一億三百五十萬圓でございます。住宅資金の方はこの外に三割に當りまする國庫助成金があるわけであります。一戸當り一萬五千圓でございます。その中四千五百圓が國庫補助、残りの一萬五百圓が貸付金、こゝういふふうになつております。

それから只今寺尾委員からお尋ねになりました點でございますが、開拓地には御承知のやうに「昨年の暮から研究開拓が始まりましたので、まだあちらこちらで、さう副業も發達してゐるのではありませんが、ぼつ／＼やつておるところがございます。それで今度私共の方でこの共同施設に對しまして資金を融通いたします。これを對象としておりますものが、各府縣毎に大體考へて見當をつけておりますが、數例を上げて見ますと、例へば北海道におきましては農産加工といひましては製粉、精米、精麥、或いは澱粉でありますとか、或いは果糖、味噌、醬油を造るというふうなこと、それから畜産加工につきましては、バター、チーズ、ハム、ベーコン、こゝういふたやうなもの、或いはその他の林産加工といひましては木工品、或いは竹工品といふやうなことになつております。又は製炭といふことになつております。それから更に進ましては纖維加工といひましてはホームズパン、その外製工品。それから海産物の加工等を考へております。それから例へば關東地方で例を取つて見ますと、群馬縣あたりについては、これは矢張り同じやうな製粉でありますとか、或いは精米、精麥、製パン、或いは漬物であり

こゝういふやうな實情にあるので、非常

ますとか、或いは果糖、凍豆腐といふ

から見ますと、徒食しておつたのでは駄

いかなのであります。荒山に入つて

○國務大臣(平野力三君) この表によ

こゝういふやうな實情にあるので、非常

の他が品騰いたしてまいりますので、

ういう副業をなさしめ、又或種の副業

にあるのであります。若し今後のやり

れから住宅資金といたしまして、一萬

米、精麥、製パン、或いは漬物であり

ますとか、或いは果糖、凍豆腐という

ら見ますと、徒食しておつたのでは駄

いかんであります。荒山に入つて

○國務大臣(平野力三君) この表によ

○國務大臣(平野力三君) 御指摘の第

ふうなもの、或いは搾油というふうな

目だから、荒山に入つて自分で食うだ

これは農業をやろうという者が、住

は、北海道の入植者の住宅は開拓費の

の點などは貸付金だけを決定いたしま

ことを考へております。それから林産

けでも作ろうというふうな氣持である

宅なんというものは小屋でも何でも鬼

方から國庫金預金にやつておるの

で、この點には抜けておるのであるま

加工をいたしましては、木製品、竹製品

よりに見受けられるのであります。そ

が金を貸すからといって、住宅を造つ

すから、その點御了承願います。と申

しましても無論御指摘のように入植者

を考へております。尙ホームズパンで

の表を眺めますと實に一目瞭然であり

合が願ひのことで、本當に入植して荒

山を開墾するといふ趣旨には反してお

ないといふやうなことが、適當である

ありますとか、菓工品、或いは和紙、

おるの北海道だけであります。住

宅資金を一錢も借りておらんやうであ

と決して考えません。従ひましてこ

の營農にどれだけの資金を廻し、住宅

雨傘といったようなものも考へており

ます。少しいつ地方へ参りまし

分に入植を意義あらしめるやうにお考

考慮を拂うべき問題であると私は考え

ます。只今のところは大陸かやうな點

て、鹿兒島縣といふやうなものを例に

取つて見ますと、農産加工をいたしま

思ひ切つてこれを本當に活かして、十

分に關しては御指摘のやうに今後相當

ただ從來の内務省所管でありましたの

増殖物、製糖でございます。そういつ

たやうなもの。それから林産加工とい

たしましては製材でありますとか、木

工品、竹製品、製炭。それから更に菓工

品でありますとか、鹽とか、瓦とかい

つたやうな各種のものであります。大

體こいうやうなものを各縣毎に考

へておられます。大體二千萬圓の振り分

けの見當をつけておる譯であります。

○寺尾博君 只今開拓局長から具體的

な事例のお話を伺つて大變に參考にな

ると思つております。この種の調査資

料は開拓の研究上非常に參考になるも

のであります。現在までの調へによ

つて購買なり或いは印刷物の程度に調

べができておれば尙更宜しいのであり

ますが、そういう資料を提出して頂く

ことができましてらお願いいたしま

す。

○岡村文四郎君 御提案になりました

共同利用に對する貸出しの法律の一部

改正は、これは絕對必要なことであり

ます。大體結構なことと存じます。實

は内地の全部の開拓地を審査に知るこ

とができます。表の上で大體見當はつ

ておりますが、政府の方では現在

内地に入植しておる方は、私の目か

資金はもつと／＼出して貰ふなければ

あるのであります。若し今後のやり

れから住宅資金といたしまして、一萬

米、精麥、製パン、或いは漬物であり

の點などは貸付金だけを決定いたしま

しても、その地方々々で、その方針で

さういふことをやらせないといふやう

な場合に對して、農林省は何かこれ

大藏省或いはその他の省と折衝して、

できるやうな御心配ができるかどう

か、この點を一つ承りたいと思いま

す。

○國務大臣(平野力三君) 御指摘の第

一點であります。開拓費は國家とい

たしましては繼續するのであります。

ただ從來の内務省所管でありましたの

開拓に關しては皆さん御承知の通り

に、今回開拓は農林省一本といふこと

になつたのであります。この點は所管

が變つたのであります。經費の點に

おきましては變りはないのであります

るから、開拓費は依然として繼續する

つもりであります。

第二の味噌、醬油の醸造の權利を我

我としたしましては開拓者に許すやう

な方針を採つておる、御指摘のやうに

北海道においては大陸省方面において

はこれを許可しないといふやうな點で

あります。これは我々といひました

しては大藏當局に十分折衝いたしま

して、地方の實情によつて、殊に開拓者

がかやうな醸造を必要とするといふ部

面については、大藏省が許可いたしま

すやうに盡力をする方針であります。

○羽生三三君 開拓者の共同施設その

他共同利用のために、この改正案には

賛成するものであります。これに關

してちよつと大臣にお尋ねしたいと思

うのであります。恐らくこの開拓者

は大體引揚者が一番多いのじやないか

あるのであります。若し今後のやり

れから住宅資金といたしまして、一萬

米、精麥、製パン、或いは漬物であり

の點などは貸付金だけを決定いたしま

しても、その地方々々で、その方針で

さういふことをやらせないといふやう

な場合に對して、農林省は何かこれ

大藏省或いはその他の省と折衝して、

できるやうな御心配ができるかどう

か、この點を一つ承りたいと思いま

す。

○國務大臣(平野力三君) 御指摘の第

一點であります。開拓費は國家とい

たしましては繼續するのであります。

ただ從來の内務省所管でありましたの

開拓に關しては皆さん御承知の通り

に、今回開拓は農林省一本といふこと

になつたのであります。この點は所管

が變つたのであります。經費の點に

おきましては變りはないのであります

るから、開拓費は依然として繼續する

つもりであります。

第二の味噌、醬油の醸造の權利を我

我としたしましては開拓者に許すやう

な方針を採つておる、御指摘のやうに

北海道においては大陸省方面において

はこれを許可しないといふやうな點で

あります。これは我々といひました

しては大藏當局に十分折衝いたしま

して、地方の實情によつて、殊に開拓者

がかやうな醸造を必要とするといふ部

面については、大藏省が許可いたしま

すやうに盡力をする方針であります。

○羽生三三君 開拓者の共同施設その

他共同利用のために、この改正案には

賛成するものであります。これに關

してちよつと大臣にお尋ねしたいと思

うのであります。恐らくこの開拓者

は大體引揚者が一番多いのじやないか

あるのであります。若し今後のやり

れから住宅資金といたしまして、一萬

米、精麥、製パン、或いは漬物であり

の點などは貸付金だけを決定いたしま

しても、その地方々々で、その方針で

さういふことをやらせないといふやう

な場合に對して、農林省は何かこれ

大藏省或いはその他の省と折衝して、

できるやうな御心配ができるかどう

か、この點を一つ承りたいと思いま

す。

○國務大臣(平野力三君) 御指摘の第

一點であります。開拓費は國家とい

たしましては繼續するのであります。

ただ從來の内務省所管でありましたの

開拓に關しては皆さん御承知の通り

に、今回開拓は農林省一本といふこと

になつたのであります。この點は所管

が變つたのであります。經費の點に

おきましては變りはないのであります

るから、開拓費は依然として繼續する

つもりであります。

第二の味噌、醬油の醸造の權利を我

我としたしましては開拓者に許すやう

な方針を採つておる、御指摘のやうに

北海道においては大陸省方面において

はこれを許可しないといふやうな點で

あります。これは我々といひました

しては大藏當局に十分折衝いたしま

して、地方の實情によつて、殊に開拓者

がかやうな醸造を必要とするといふ部

面については、大藏省が許可いたしま

すやうに盡力をする方針であります。

○羽生三三君 開拓者の共同施設その

他共同利用のために、この改正案には

賛成するものであります。これに關

してちよつと大臣にお尋ねしたいと思

うのであります。恐らくこの開拓者

は大體引揚者が一番多いのじやないか

と思ひます。戦災者、或いは農業を新
たに営もうとする人もあるようであり
ますが、大體引揚者なんかが多い。こ
の場合に特に満洲で農業開拓をやつて
おつて引揚げて来た諸君が、又再び新
らしく開墾、開拓事業を始めるわけであ
りますが、今度の場合には敗戦の結果で、
これらの人達が農業を満洲において放
棄したのでありますが、日本の農業の將
來の發展の問題に關連して、例えば日
本が將來徹底的に自給自足で、つまり
農業立國の態勢をとつて行くのか、或
いは場合によつては、價格の點で安け
れば外國から今後、今の管理貿易でな
しに、自由貿易の時代が来たときのこ
とであります。幾らでも外國から農
産物を入れる、そして工業に重點を
おいて、農業は必ずしも自給自足でな
くてもいいというのか、それらの點の
見通しを是非承りたいと思ふのであり
ます。このことはやはり今の開拓者が
僅かな、而も極めて耕作に適當である
かどうか疑わしいような土地にこれか
らかりまして、而も現在あらゆる懸
條件下で、僅かな政府の補助を得て、
これに取つ組んで行くわけでありま
す。將來三年、五年後に、若し全く日
本の農業の實體というものが、現在の
ような状態と多少の變化を生じて来た
ような場合におきましては、開拓者
は、又敗戦によつて満洲から引揚げて
来たことは違ひますけれども、非常な
困難に遭遇すると思ふのであります。
そういう意味において政府が今回あら
ゆる手段を講じてこの開拓者を援助さ
れることについては満腔の賛意を表す
るわけでありまますけれども、長い目
で見て、これらの開拓者を含めて、
日本の農業が、將來徹底的な自給自足

の農業中心國家で行くのか、或いは工
業中心というところは語弊があるのであ
りますが、工業にも相當重點をおい
て、場合によつたならば幾らでも外國
から農産物を自由に購入するというこ
とを想定して進んで参るのか、その邊
の見通しを承りたいと思ひます。
○國務大臣(平野力三君) 誠に重要な
御質問であります。この點私もい
ろいろ検討を加えておるのであります
が、私の考え方としては、將
來安い農産物が來れば、安い農産物を
買つて日本の農業は然るべくやるとい
うようなことには反對であります。從
いまして現在六百萬町歩の耕地に、更
に豫定されておりましたところの百五
十萬町歩の開墾を斷行して、それだけ
の耕地面積の上に、現在の日本の農業
の基礎というものを確たるものの上
に立てまして、日本の食糧は大體日本
の國內において自給態勢をとるとい
うことについては、大體基本の方針を持
つて行きたいと思つております。同時
にそれらの農業經營の面におきまして
は、將來外國から相當安い食糧が入つ
て参りましても、日本の農業自體の經
營の方式によつて、これらの安い品物
にも對抗して、日本の農業は十分やつ
て行ける。こういう考え方を持つて行
きたいと思ひます。従いまして經營の
方式といたしましては、多角形的な農
業經營に加ふるに、立體的農業經營、
かような方法によつて家畜及び機械の
導入等につきましても、現在最も日本
に適當なる方法を考へまして、日本農
業の基礎というものを確立するの方針
を堅持したいと思ひます。かような方
針に立つて考えますときに、現在開拓
者も御指摘のような不安があつて、將

來は農業を放棄しなければならんとい
うような上つた浮き腰の開墾であり
ましては、これは到底成功するもので
はないのでありますから、政府といた
しましては、以上申し上げましたよう
な、日本の農業の基本的な考え方の下
に、飽くまで開拓者が將來農民として
立派な農林を建設して、日本の農業の
礎となり、そこに立派な營みをするこ
とができるということについては、飽
くまで援助を惜まない。又國は飽くま
でこの方針を堅持して行くということ
は、私といたしまして深く考へておる
次第であります。

○石川準吉君 開拓者の共同の利益を
増進するために、本法律の一部の改正
につきましまして満腔の賛意を表する次
節であります。開拓の實績は餘々に上
つて來ておりますが、併しながら各地
方におきまして開拓の現状は必ずしも
満足すべき状態ではないと思ひます。
従いまして今後政府としましては、か
ような開拓者が開拓をやりたいという
方策につきましまして、どし／＼手を打
つて頂きまして、新たな農耕地の造
成に盡力されたいと思ひます。これ
に關連いたしまして大臣にお願いか
たがたお尋ねしたいと思ふのであ
りますが、從來政府におきましては、
開墾或いは開拓によりまして新らしい
ところの農耕地、或いは新らしい農家の
經營につきましましては非常に積極的
に御努力なすつておるのであります。併
しながら既に開拓されておりますこと
の既墾地の保持育成につきましまして
は、必ずしもそれ程の熱意がないんじ
やないかというように疑われるのであ
ります。殊に我が國は御承知のように
氣候、風土によりまして、毎年各地に

おきまして、或いは水害その他のい
ろいろな慘害が起るのであります。殊
に水害につきましましては、數年前におけ
る島根縣下の大水害のとき、近くは東
北方面を襲いましたところの慘害たる
ところの水害の實例を見ますとい
う、特にこの感が深いのであります。
一方におきまして新らしい土地を造る
ということに極めて必要であります
が、併しながらこれと並行しまして、
既に美田となり。或いは立派な畑とな
つたところのこの生産力の多い耕地を
目茶々々に流してしまつたり、或いは
埋没してしまふような被害に對
する豫防といふものを、同時に政府と
しまして講じて頂きたいのであります。
秋田縣下を見て参つたのであります
が、全耕地の半分といふものは非常な
被害を受け、その内一割といふものは
殆ど埋没、流失いたしました。中には
立派な川底となつておる所もあるの
であります。原因いたしましては既に
分りになつておるわけでありま
す。政府といたしましては早く根本的
にこれらの對策につきまして施策を
いたされまして、既にできております
ところの耕地の保持育成というやうな
ものにつきましましては、是非ともできる限
りの施策を願ひたいと思ふのであり
ます。幸いにして大臣は承るところによ
りますと、本日から東北地方に視察に
お出かけのようでありまますので、十分
に全體の水害の状況を御視察下さいま
して、今後再びかかる災害が繰り返す
ことのないように萬全の策をこの際
是非講じて頂きたいといふことを特に
願ひ申し上げておく次第であります。
○國務大臣(平野力三君) 御指摘の點
は誠に御尤もでありまして、新らしい

開墾といふことについて鋭意盡力いた
しますことはし／＼申し上げた通り
であります。現在既墾地を改良いた
しますことによつて生産力を増大す
る。こういう點も決して見逃してお
らないのであります。従つて我々の持
つておりますところの開拓の豫算面
におきましては、十分これらのいゝわゆる
土地改良といふ面においての豫算も十
分加味しておりますので、この點を御
了承願ひしたいと思います。最後にお述
べになりました今回の東北の水害等に
關しましては、我々といひまして
は、現在最も重大なる農村の災害と考
へまして、而もこの原因が山林の濫伐
等にあるといふやうな諸點を考慮いた
しまして、今後の對策には萬端なき
を期したいと思つております。尙費
用をいたしましては、當面の應急の復
舊費用をいたしましては、新聞で御承
知のように大體二億六千萬圓の豫算を
取り、尙肥料その他農機具等に關する
ところの貸付資金をいたしましては、
一億二千五百萬圓の經費を早速豫定す
ることになつたとして、目下著々これ
が復舊については盡力いたしておる次
節であります。

○太田敏兒君 現在の開拓地の入植者
は、先にお話が出たように戦災者と引
揚者が大部分を占めておるのであり
ますが、従つて殆ど無資産者といつて
いいのであります。これに對しまして現
在この開拓資金としましては、政府の
補助金を合しまして、住宅資金が一萬
五千圓、營農資金一萬圓であります
が、今日の物價情勢としては、殆どど
うにもならぬ金額であります。今日住
宅を建てましても、都市では坪一萬圓
もかかると思はれておりますが、いか

に現地といたしましても一萬五千圓で

分なので、營園の方で開拓いたしまし

というのが基本方針でありますので、

いふことが問題だと思ふのです。現に

に、供出に對する免除を何年間行ふと

日本の農業が將來徹底的な自給自足

者も御指摘のような不安があつて、將

氣候、風土によりまして、毎年各地に

は誠に御尤もでありまして、新らしい

もかかると申されておりますが、いか

に現地といたしまして一萬五千圓で十分雨澤を渡りような家もできないというふうな状態なのであります。殊に況んや營農資金に至りましては、私共最近諸所の開墾地を視察しまして、農家として一通りの農具を揃え、すのには役畜を加えて約十萬圓ぐらゐかると、こゝろ言われておるのであります。ところが僅かに一萬圓というのでは、殆ど農具らしい農具も買えないような状態であります。殊に又一部の干拓地を除きましては山地農業になつておるのであります。従つてこの開拓地農業こそは平野農相後理想とされておるところのスイス或いはデンマークのごとき農村に仕立てようというふうな、酪農業の素地をなすものではないかと思つておりますが、そういう場合に今日乳牛にいたしましたとしても、又山羊にいたしましたとしても非常に高價であります。そこで僅かに一萬圓の營農資金ではただ机上の理想であつて、實際としては何もしないといふやうなわけで、今日各地の入植者は僅かに五六段くらの土地を耕して、辛うじて露命を凌いでおるといふような状態であります。こゝろ言われてありますので、政府といたしましてはこの二十年度、二十一年度の開拓に對しまして、住宅資金なり又營農資金を相當大幅に、而も緊急に増額された計畫がありましかうかといふことをお尋ねいたしたいのであります。

それからその次に、現在の開拓政策におきましては、開拓と營農とが別々になつておるのであります。即ち開拓は營農でやつておられ、營農は開拓局がやつておるといふやうなわけでありましかう、従つてその間に連絡が不十分なので、營農の方で開拓いたしましたも、その次に營農が續かないといふやうな所が数多く見られるのであります。これを岡山縣の一例につきましても、最近視察したのであります。山原では昨年の八月九月にすでにトラクタで開墾しておるのでありますが、今行つて見ましても、そこは何ら營農が行われておらん。そうして笹や雜草が再び根を下しておるといふやうな状態であります。又その附近の開拓地では一度開墾してすぐ營農をやらなかつた、そのために草が生えた。又それを二度目の開墾をやつたが、又營農をやらなかつたといふので、三度も開墾したが、ただ開墾しただけで、今にまだぼろ／＼たる草原になつておるといふやうな開拓地もあるものであります。そういうやうなわけで開拓と營農とが別々になつておるといふことが、この開拓政策を非常に不備なものにしておるといふことが思われるのであります。そこでこれにつきまして行政上もう少し統一が望ましいと思つておりますが、これにつきましても政府の御所見をお伺いしたいと思つております。

○國務大臣(平野力三君) 御指摘の營農資金及び住宅資金の各金額が、非常に現在の時價から見まして不十分であるといふ點については、我々もさう考へておるのであります。現在この増加については、研究中であります。

それから具體的事例をお挙げになつてお述べになりました開墾と營農が一體になつておらん。これはさういふ所が相當あるかと思つておりますが、我々の方針としましては、飽くまで開墾いたしましたものは營農を行つて、というのが基本方針でありますので、從來の行政上の處置といたしまして、これらが統一されておらない所には、今後は十分開拓即營農という方針を以て行きたいと思つております。

○島村軍次君 少し遅れて参りましたので、或いは御質疑が出たかも知れませんが、只今の問題を中心として尙農林大臣にもつと掘込んでお尋ねを申し上げたい。

○委員(補見義男君) 島村さん、途中で失禮ですけれども、農林大臣は今水害關係で衆議院の方へちよつと行かれるそうですが、そこで午前中はこの程度にして午後一時からやりたいと思つておりますが、そのときまでに延して頂けましようか。

○島村軍次君 農林大臣はお晝から御出席になられますか。

○委員(補見義男君) お晝から御出席になります。

○島村軍次君 それではお晝からやりま。

○委員(補見義男君) それでは午前中はこれで休憩して午後一時から再開することといたします。

午前十一時四十一分休憩

午後一時五十一分開會

○委員(補見義男君) それでは休憩前に引續き再開いたします。

○島村軍次君 午前中に開拓の根本問題について質問が出ましたのに對して、大臣は、資金面については、つまずき増額については研究中というお話があつたのですが、現に開拓者は、このインフレ下ではもう明日の生活をどうするか、今年の冬をどうして凌ぐかと

いうことが問題だと思つております。現に私の縣あたりでも、そういうことを實際に痛切に要求をいたしておりますので、この點に對しては本日御提案の開拓者の金融資金融通法の一部を改正するといふやうな程度では實際間に合わないのじやないかと思つております。そこで根本的問題といたしまして、融通法のありまゝのものと別途にて、國家がこの資金に對して地方で支出せしめて、例へば銀行であるとか、或いは農業會であるとか、金融機關をして融通せしめて、それに對する補償を臨時の措置として採つて貰ふことが私は一番手つ取り早いじやないかと思つております。一面においては開拓資金融通法があり、他面においては補償するといふことに對しては、餘程考究の餘地があるといふやうな見解を察されるかと思つておりますけれども、これは實際今の程度では焼石に水であつて、本當に國家目的といふものは達成せられない、こゝろ思つております。これに對して先のような研究中では、私はなか／＼どうも農家は、或いは開拓者は納得せんとおもうのであります。これに對して大臣の一つお考えを承つて見たいと思つております。

それから開拓の根本問題であります。これは先程座談にも出ておりましたやうであります。百五十萬町歩といふものをやるという政府の計畫は御尤もであります。併し事實といふものはさう進まん。その理由はいろいろあると思つております。先ず差當り今の資金問題を解決すること、それから第二には、開拓地における供出問題を法文化して、當分、税金の免除を何年間やるというふうに、税法と同じやうに、供出に對する免除を何年間行ふといふことを……十分お聽きをお願いしたいと思つております。大臣が密談されておつたのでは私の趣旨がよく徹底せんとお思います。供出問題に對して法制化して、當分の間、何年間は免除するといふやうなことを、通牒でなくして、はつきり法文化するか、或いは何らかの方法ではつきりした意思表示をされること、私は必要じやないかと思つて。地方によりまして、やつておる所もやらん所もあるといふやうなことで、ま／＼／＼になつておるやうなことが一層この開拓に對する熱意を薄らいておるといふやうなことが窺われておるのであります。これに對する御意見を伺いたい。

それから今一つは肥料の問題だと思つております。肥料の問題につきましても、窒素肥料は勿論のことでありましかう、開拓地は御案内の通り、酸性土壌でありまして、一番必要なのは石灰であると思つております。この石灰に對しては、農林省内で、或いは又政府自身の間で、増産に對する熱意が私は不足しておるのではないかとおもう。一般論になります。今日の肥料問題の増産を期する上には、自給肥料と共に石灰問題は全部に通じて大きな問題だと思つております。政府自身が石灰に對する根本的對策を採られるか或いは石灰増産のごとく、もつと大きく取上げて、さうして或程度の國家管理を以て石灰の増産を圖るといふことが必要だと思つております。こゝろ言つて問題に對して積極的にどうお考えになるかといふことについて大臣の御意見を聴きたいと思つております。

それから尙開拓に對しては午前中からいろいろ議論は出ておりますが、大きな問題はなんといつても營農問題であります。而して營農問題の中心をなすものは、採草地と薪炭林及び放牧地の問題であると思つております。承るところによりますと、大體の標準を決めて農林省は枠を定めておられます。これは地方的に考えますといふと、私はこれは大きな誤りであると思ふ。例えば私の縣の藤山原野における例から申しますれば、一段歩普通は薪炭林とそれから採草地を合せて五畝歩程度であればよいといふふうな見解を持つておる方もあるし、又さういふふうな考え方で進んでおられるようでありまして、併し地方的に土質の點から言ひ、或いは従来の既存の農業者の慣習といひ、或いは又肥料の點から考えまして、一段歩に對して二段歩を要するといふのが普通の例なのであります。ところが農林省内におきましては、こゝういふ問題に對しては關係の他の局との間の連絡が十分に取れていない。この一例は、これは採草地でありますが、薪炭林においても同様であります。薪炭林は、一段歩に對して一段歩を要するといふのが普通の例であります。然るに採草地と薪炭林を合せて五畝歩でよいといふふうな見解を基に一般に獎勵をし、その枠内でやつておるといふような弊が多分にあると思ふのであります。これはもつと進んで私は他の局との連絡を十分にしておいて、政策はつきりと定める。さうして而もその政策は單なる枠に嵌めるといふことではなくして、地方的に餘程の問題を納得のいくような方法を取られることが必要だと思ふのであります。

今一つは放牧の問題であります。私の縣の藤山原野におきましては、牛を一千平均一頭半ぐらゐ持つております。千戸ありますれば、千五百頭の牛を持つておるわけでありまして、さういふところへ持つて行つて、畜産の技術なり知識がなくして一律に開墾の枠へ嵌めて、さうして放牧地を限定するといふような弊が今日非常に多いのであります。これらに對する根本的な對策は、農林省自身でもつと横の連絡を取つてやらねといふと思ふ。摩接を起す。こゝういふことになつておる事例があるものであります。こゝういふ問題に對する御意見を聴きたいと思ふのであります。

尙先般参議院の有志のものが長野及び山梨の開拓地を見ましたときに、その地元の御意見を承つて見ますといふと、今申し上げたやうな問題は實に痛切に感じ、さうしてこれが今日の開拓の計畫の進まん大きな阻みになつておる、さういふことを憂きするものが非常に多いと思ふのであります。尙もう一つの重要な問題は、地元の間の納得の程度が十分いつておらんといふことでもあります。私の縣の藤山原野におきましては、終戦後お立てになりました開拓の五ヶ年計畫を無理やりに押し通さうといふやうな政府の考えといひますか、地方にもさういふ考えを以て割付けをして、これを強行しようといふやうな弊がありました。で、未だに了解がいつておりません。先般農地部長にもお目にかかつて見ますといふと、農地部長はとにかく不承不承ながら納得しておるといふやうに考えられておりますが、地元の村長及び有志は、全然これは押しつけであつて、それには應じられんといふことを我々に訴えております。そのために農林省、農参兩院に對して請願書が出ております。請願書の内容が二つあります。その一つは、陸軍用地を取り上げた、その取り上げる時の約束に反する。即ち地方の採草地なり、或いは薪炭地なり、畑地なりを取り上げた、若しこれが陸軍用地が不要に歸した場合には地元に戻すといふ契約をしておる。然るにその契約を無視して、大蔵省の財務局とさうして縣の方々が斡旋をして、農林省へ移管をする。その移管をする場合に、その條件を無視して地元には返さん、こゝういふやうな傾向が多分にあるやうであります。藤山原野は五千町歩の開墾見込に對していろいろ折衝の結果、千百町歩を農林省としては御計畫になつておるやうであります。この千百町歩に縮小したものであります。尙且地元は承知相成らんとおいて、こゝういふことを言つております。これは契約不履行の問題と、それからもう一つは薪炭、採草、放牧等の關係から、これだけの既存の營農を脅かす問題に對しては絕對に承服することはできないと、こゝういふことを言つておるのであります。これは一つの例であります。が、いづれの地方におきまして、今日の經濟不安の場合、インフレの昂進下におきまして、みずからの營農を確保するといふやうな熱意が非常に高いところへ持つて行つて、押しつけにやられるといふことが今尙行われておるといふことは、甚だ遺憾とするところでありまして、もつと農林省は地方の實情に對してこれらの問題をスムーズに解決されることの必要を私は痛感する。これらに對する御意見を併せて

承つて見たいと思ひます。尙大臣の答辭は抽象的な御答辭が多いやうであります。若し答辭によつては再質問をいたしますから、お願いいたします。○國務大臣(平野力三君) 第一點の資金が非常に不足しておるといふ御指摘でありまして、私も現在開拓に使われておる資金が十分であるとは思つておりません。従つてこの點については、現在關係當局の間において、開拓費に要する豫算の大幅なる要求をいたしました。折衝中であると御了承を願ひたいのであります。御指摘になりましたやうに地方銀行から簡単に借り得るやうな方法を講じたらどうかといふお話であります。それはできれば非常に結構であります。政府といたしましては、現在政府の豫算の面がさうであります。これを特に補償して地方銀行から借りてもよいといふやうな内面的なる指導をするのは、現實上できないわけでありまして、従つて大體において地方銀行から開拓者は金を借りるという點は困難であると考えます。あくまでも、これは國家が開拓費の豫算として計上いたしましたものを以て開拓者に援助をするといふ建前を實行して行きたいと思つております。次に供出面において、開拓者からは供出を免除すべしといふ御意見のやうでありましたが、これは所によつてはもとより免除されている所があると思ひます。併し開拓者なるが故に全然供出の対象にはならんといふことを決定するわけにもまだ参りません。従つて具體的には農家の保有量といふものは、當然これは開拓者においても保有することができることになつておりますので、その保有量を超えて相當生産

のある地方においては相當供出に應ずる、こゝういふことは一應止むを得ないことを考へて頂きたいと思ひます。肥料に關して特に石灰の問題を御指摘になりましたが、石灰の問題については、我々もいたしましては、特別の配給方法といふものを現在考へてゐる次第であります。次に御指摘になりました點は、採草地、放牧地等の問題を中心として、非常に具體的な事例をお述べになりましたが、現在我々もいたしましては、その地方における採草地及び薪炭林とさういふやうなものをどの程度の面積を決定するかといふことは、一應地方の縣知事に一任いたしてゐるのであります。この點は、これはその地方々々によつて相當差異のある點は止むを得ないと思ひます。最後に御指摘になりましたやうな、開拓地の問題であつてすでにこれが相當紛糾をいたしておるやうなところにおいては、我々は幾多の事例によつて相當の問題を扱つてゐるのでございまして、もとよりこれには地方地方によつて複雑なる事情が山積をいたしておりますので、ただ政府が五ヶ年計畫であるからといふで無暗にその方針を強行するといふわけではない。事情に即しましてさうした方法を考へたい。この點に關しましては、實は開拓法なるものを我々は考へてゐるのであります。今尙この開拓法なるものをこの議會に出すこと、目安が十分いつておらんのであります。これは遺憾であります。我々の將來の考へ方といたしましては、そのやうな開拓地に關する諸般の問題については、地方に開拓委員會といふやうなものを設置い

たしまして、その開拓委員は地方の開拓について十分實情を詳しく知つてゐるような人達をその委員といたしまして、地方々々における開拓が政府の無難押しにならないように、地方の實情に即して行けるような方法を考えたいと思つてゐる次第であります。以上誠に簡単であります。尚御不満の點は再質問に應じてお答えいたします。

○島村軍次君 いろ／＼の問題をお骨折りを願つてゐることはよく分るのであります。間に合わない結果から申し上げてゐるのであります。建前が融通法で決まつてゐるのであるからやらないという御意見だと思ひますが、然らば現在折衝中の豫定は、どのくらいまで擴大される豫定で御進行になつておるかどうか、今日國家財政の非常な苦しい場合には、抽象論で努力中だということだけでは實際間に合わないと思ひます。もつと熱意を持つて頂かなければなりませんし、事業に現われなければ……今年の冬をいかに過すかということと関連を持つことだと思ひます。暫定措置として建前はこれによつていふのであります。暫定措置として今のような方法が取れるかどうか、これはもつと進んで御研究を願ひ、且間に合うような方法、補償の方法によつて解決するということを御研究願ふことを附加して希望申し上げて置きます。

その間を免除するということは、これはその地方の實情を自ら非常に窮屈であるという點から考へて、これは開拓を奨励される點からいつて、一面においては資金を融通されつゝ、非常に困難性のある點から考へまして、食糧の確保を開拓地にやらせるということとは、これは當然であると思ひます。勿論保有地があれば確保ができるじやないかという御意見だと思ひます。あります。それは政府がここまで開拓に對する保護政策をお執りになつておるのであるから、百尺竿頭一歩を進めて、三年なら三年の免除をするという規定をこれも積極的に考へて貰ひたいことをここで希望として申し上げておきます。尙地元の問題を申し上げて失禮であります。これらの問題に對しては開拓局の方でもつと進んで地元の意見を十分御調査の上で善處されんことをここで併せて希望を申し上げます。

○政府委員(伊藤佐君) 事務的問題に付ましては私からお答え申し上げます。開拓者の資金も現在では足りないもので、もつと増す必要がある。それについてどの程度考へておるかというお話でございますが、只今我々が關係各方面と折衝いたしておりますのは、一戸當り住宅、營農併せまして先ず六萬圓乃至七萬圓程度と考へております。これは御参考までに申し上げます。昨年昭和二十一年の場合には營農と住宅と兩方合せまして一萬圓であつたのであります。それで本年度、二十二年からいたしましたそれを營農資金が一萬圓、住宅の關係が一萬五千圓、一萬五千圓の中四千五百圓はこれは補助金であります。兩方合せまして二

萬五千圓ということにいたしました。併しどん／＼物價その他が上がつて参りますので、現状におきましては二萬五千圓、決してこれは適當でないと思われまふので、只今申し上げましたような金額のものにいたしたいと目下交渉いたしておるものであります。それで營農の方策といたしましては、本年度約十萬圓の金でございます。それで先程申し上げました第一四半期といたしまして三億八千萬圓ばかりの金を出したのでございますが、残りまだ六億餘りございまして、その中から今のような方法で差當りやつて行きたい、更にその後になつて本格的に新しい豫算を取つてやつて参りたい。こういうふうな兩方面から考へております。

それからお供出の問題、これは大臣からお答えになりました通りでございます。私が少し補足して申し上げます。私の方も實は開拓方面といたしましては、只今お述べになりましたように何年間か、三年なり五年なりというものは、これは地租の免除と同じように供出を免除して貰うようにということを實は申し上げて關係方面と折衝いたしております。その中でございまして、こういう食糧事情の下におきましては、これは自家保有以上には餘裕がある場合におきましては、殊に地元の農村等との關係からいたしまして、開拓地だけはいろいろな他に苦しい事情はありまして、自分のところで必要以上の食糧を留保するといふことは、これは非常な都合上も困る點もございまして、又開拓者自身もいたしましては、これは元村の厄介にならなくちやならない。そういう點も彼れこれ考へまして、保有量までは當然確保できる。それ以上

上のものにつきましては、出して貰うのも止むを得ないのじやないか、苦しいのは別途の方法で當然補う。今かよく考へてゐるような次第であります。

○竹中七郎君 先程來同僚の各位がいろいろ御質問になりましたので、私は簡単に三御尋ね申し上げたいと思ひます。開拓事業は國家の破産いたしましたときにおきまして、食糧問題に對しまして、開拓事業をやられる。この問題に對しては實意を表するものであるけれども、現在の我が國の状況を考へるときにおいて、開拓事業がいかにむずかしいものであるかといふことは想像に餘りあるものであります。非常に難局に達しましたこの事業をやりますときにおきまして、國家の本當の親心がなければ、これはなか／＼できない。かように考へるのであります。即ち非常に荒蕪地を開拓する。或いは森林をやる。こういうような状態でありまして、その他に放牧地という好い條件のあるところは、これはなか／＼いろいろな地元の關係におきまして、非常にむずかしい問題がある。こういうことでありますので、この問題に對しまして、國におきましては、現在昨年からやつておられます開拓地の非常に成績が好いもの、それから悪いもの、こういうものはどういふところが良いのであるか、或いは悪いのはどこにあるかといふような状況を御指摘下さいまして、我々に御説明願ひたい。そうしてそれによりまして考へなければならぬことが多々あるのじやないかと考へるのであります。この點につきまして開拓局長からどのところが非常に成績が好い。それはどういふよう

であるかといふことを御説明が願ひたいと思ふのであります。又開拓におきましては、開墾と干拓と兩方あるのであります。干拓の方におきましては、多少他の省との關係があると思ひます。いわゆる河川、河口地におきまして内務省の土木の關係によりまして、或いは浸灌する。その土を以てまして干拓地を造る。こういうような状態になりますと、多少他の省との關係があるものであります。この開墾と干拓との今のパーセンテージはどんなふうになっているかといふことをお伺ひ申し上げたいと思ふのであります。この開墾そのものが若しも失敗に終りますときにおきましては、丁度戦争に特攻隊が参りまして、そうして戦争が勝つ、こういうわけで自分の一命を捧げたのであります。然るに戦争は負けた。それで命は助つて歸つて來たが、自暴自棄になつて、開拓地に入植した。それが失敗しまして、僻れた状態になるのは、本當に氣の毒な状態になるから、この點は特に農林大臣とせられましては考へ願ひまして、十分なる施策をやつて頂きたいといふことを特にお願ひする次第であります。

そうして第三の點におきましては二千萬圓の資金貸付を共同施設としてお出しになるのであります。二千萬圓を二百ヶ所に分散して出す。十萬圓を一ヶ所に出すといふことは、現在の物價指數に考へましては、これはどうしても我々は考へられない状態でありまして、勿論國家の財政面を考へますときにおいては、幾らでも出してくれといふことは國家の面におきましてはむづ

○政府委員(伊藤佐峯) 最初のお尋ねの開拓事業の成績の良好なもの、或いは不良なもの、それについてそれ、どういふ理由があるかというお話であらうと思いますが、良好なものにつきましては大體先ず土地の適當なところを選擇するということが必要であります。それで

今まで私まだ相當澤山は見てございますが、せんが、私の今まで見たところ及び話話に聞いておりますところを綜合いたしますと、大體におきまして、山地付きのところは良いようでありますが、最初木を伐りましたり、或いは又交通が不便でありましたりしまして、相當開墾等には不便であるようでございますが、何にいたしましても地方が非常に優れております。そういうたようなところを選ぶということ、その次は結局農業に経験のある人が入つてゐるといふこと、これが非常に開墾の成績の良うでございす。先程もお話がございしましたが、滿洲で農業をやつておつて歸つて来た方々、或いは内地の農家の次男三男というふうな達がそういう土地を選んで入つておりますところは、これは非常に良いようであります。一つの例でありますが、私先般群馬縣の沼田のずつと奥の方でございす。

羊が割合におりまして、二百戸で山羊を五百六十頭ばかり飼つておりました。その代り家の方は極めてお粗末なものであります。それ／＼自分々々で思ひ／＼の獨立小屋のようなものを建てまして先づ營農をやる、然る後に樂になつたときに本式の家を建てる、という方針に基いてやつております。又私もそこを見まして非常に力強く感じたのであります。が、そういう例は外にもあります。それから例えば海邊地方でございますと、茨城縣の名前は忘れましたが海邊地方で、元これは海軍の飛行場跡地であつたところだそうでありますが、やはり開拓に十五ヶ年の経験ある人が團長として入つておりまして、そこには開拓の経験のある方がそれから又元の軍人さん達という人が相當入つておられるのであります。これは非常に良くいつておりまして、既に昨年度供出を或程度したといふことをその團長さんからじ／＼伺ひ

ない方が入つておられるということでも、非常に條件が悪いのであります。これは國といたしましてはできる限りのことをいたしまして、できるだけ早く落著くような方法を講ぜねばならんと考えられておりますが、全體の開墾の……今後の開墾も含めましてのパーセンテージからいいたしますと、軍用地は現在九萬町歩程度大體今までのところで終つておるので、今後はそういうような土地はもうろんどございませぬわけでございます、それから干拓と開墾の関係でございしますが、干拓の方は御承知のように、でき上がるまでには三年とか四五年とか掛かりますが、でき上がりますのとこれは途端に非常に熟田、或いは熟畑になるわけであります。非常にその方面から、食糧増産等の方面から申しますると宜しいわけでございまするが、一つ残念なことには非常に費用が高むのでありまして、開墾に比べてして大體六、七倍程度の段當の費用がかかるのであります。この點で現在のものでございますが、現在の百五十萬町歩の開墾に對しまして、干拓の方は十萬町の開墾に對しまして、干拓の方は十萬町の緊急開拓も目下再検討いたしておりますが、この再検討後におきましては干拓の方はそれよりも少し減らさなければならんじやないかというふうに考えております。それから入植者が著しく上に、今の何では甚だ今後の見通しも覺えないではないかといううななお話があつたかと思いますが、この點につきましては從來入植者の選定に相當力を注いでおつたのでありますが、それ以前に入つた方が非常に多いので

あります。従がいて、今後の入植者の方々には、これは少くとも農業に経験のある人、或いは又農家の次男三男の人、或いはそういうたような経験がなくても非常に熟意もあり、又それに耐えるだけの體力を持つておる、或いは研究心を持つておる、こういうたような方々を選びまして入植をじて貰う。それに對して國としては物的な十分の應援をいたして多れば宜しいのではないか。かように考えております。

○北村一男君 午前中本案審議の根本問題として羽生委員から日本農業の將來のあり方について質問されました。そこで將來立體的の、多角經營農業によつて行きたいという御抱負を承りました。この日本の中でも新潟縣でありますとか、東北地方の單作地帯に對して、或いは新開などで農林大臣の御抱負も承つておりますが、どういうふうな立體的な多角經營農業を推進なさつて行く御抱負であるか、それを拜聴いたしたいと存じます。

○國務大臣(平野力三君) 單作地帯は多角經營と申しましても相當困難である。又立體的にいたすといひましたとしても、そう簡單には參らんとするといふ御質問であると考えるのであります。單作地帯に對する私の考え方といひましては、農業というものとは適地適作主義というものを無視してはこれは成立しないのでありますので、單作地帯において相當農家の引合ふような制度を考えることは固よりであります。併しながら單に單作地帯と申しましても、これは絕對に單作一本であつて立體的にも外角的にもやれんところ、ものではないのでありますからして、

んといふと、私は必ず近い将来に日本

ますので、一日も早くこれに取りかか

範圍で申し上げるのでありますが、千

いては特に私は入植者の集團部落等に

況んや家畜を導入したとしてその家畜から起りますところの諸般の加工或いは製品、こういふような問題については十分考えられると思つております。具體的にはいろいろ細かいことになりまゝですが、單に單作地帯をどうするかというだけの御質問でありましたのでは、以上お答えするよりいたし方がないと思ひますが、單作地帯は單作地帯として又特別な方法を考へるということが大體の指導方針であります。

○羽生三三君 それに關聯してのことであり、且午前中のことにも關聯したことでありまゝ。今後の日本の農業經營を考へる場合に、特に私達は考へなければならぬことは先程大臣は自給自足の態勢、或いは多角的、立體的な農業經營を想定されておられるようでありまゝ。私は何れにいたしましても他日自由な貿易の段階が來て非常な低生産費による低いコストの外國の食糧が入つて來た場合におきましては、我が國はこれを保護關稅等によつてこれを守る。保護するということは想定されません。結局價格の競争において我が國の農家がやつて行けるが行けないかという問題になると思ひます。この場合は當然私共は特に近く提出されるであらうところの農業協同組合法に盛られておられる生産の基礎的な條件を採上げなければならぬと思ふのであります。この生産の基礎的な條件は、特に廣い共同化を可能ならしめるような立地條件が要すると思ふのであります。開墾におきましては私はさういふ意味におきまして、非常にさういふ共同化を可能ならしむる條件を最も整へたものだと思つております。さういふ面で今後の開拓指導を御指導願ひませ

んとすると、私は必ず近い將來に日本農業が諸外國との農産物價格競争において非常に困難な地位に立たされる。これを想定いたしまして、特に立地條件の悪い、而も立廻れした悪い條件下において開拓を始めるのでありますから、この場合におきましてはさういふ場合においても尙且採算が可能であり、これらの人達が生活を営むに足る程度の條件を整へるためには、この開拓事業というものが今日からその生産の基礎的な條件としての共同化の途を開いて行く。このことは非常に大切な問題となると思ふのであります。これは希望條件でありまゝ、恐らく豫定されるであらう開拓法等につきましても、さういふ基礎的な條件の十分満たされることを特に期待するわけでありまゝ。

○農林大臣(平野力三君) 私はこの安い世界の食糧品が日本の農業を襲うといふ想定に對しては、一應考へておるのであります。これがすぐ來るとは考へておらぬのであります。で、何年ぐらゐに來るかといふことを測定することは、非常に困難でありますので、責任のある年限はこれは申しておらんのでありますけれども、少なくとも二年なり三年なりの間に來るといふことは考へられない。そこでここに農業五年計畫といふような一應五年の年限を切つて、協同組合、或いは先刻申し上げました通りに立體的な多角的農業經營に移行して日本の農業の計畫的な立場をとつて行きますならば、大體においてさういふ時期においても日本の農業は十分防衛できる。併しさういふことを放任しておきますならば、今指摘するような非常に大きな問題が起つて來

ますので、一日も早くこれに取りかかつて行きたい。かような基本方針については非常に深く考へております。從いましてこの開拓問題についてもこの線に沿つて開拓者が將來農業を放棄しなればならぬといふようなことのないやうに十分現在から考慮を拂つて行きたい。さう思つております。

○山崎恒男 本日議題になりました開拓者に対する資金融通法の改正案の問題については異議はないのであります。が、唯内容に盛られた先程御説明の二百ヶ所の共同作業場に對する二千萬元という額の問題につきましては、先程各委員から申されました通り現在の諸物價の昂騰によりまして、何をすといひましたとしても、一ヶ所十萬圓では全然問題にならぬと思ひます。これは只今二馬力のモーターを据へつけた精米所一ヶ所を造ればもう十萬圓終つてしまふといふやうな結果になるのであります。これは重層的に今少し増額する餘地がないものかどうか、若し本年度は豫算がないとするならば、これを壓縮して重層的に一つ模範的な作業場に對して施設を講じさせるといふやうな方法で行かなければ、これは却て制度の威信を落すやうな結果になるだらうとかやうに存するものであります。これは勿論現在のやうな、最近の二倍三倍に急に暴騰した物價高以前の構想かも知れませんが、こゝに一月以内既に物價によりましては三倍、四倍の値上りを來たしておられる現状でありますので、さういふ點について特に御研究を煩わしたい。かやうに思ふのであります。と同時に開墾の全般について一應申し上げて見たいと思ふのであります。現在の私は視野の狭い

範圍で申し上げるのではありませんが、千葉縣あたりに入つておられますところの入植者の状況は非常に悲惨な現在状況でありまして、むしろ生活の資金もないやうな入植者であります。掘り下げで見ますれば、いずれも引揚者、職災者或いは歸還軍人の人達が入植しておられます。同情すべき點が多々あるものであります。これもその府縣その他と連絡を取りまして、あらゆる援助の方法は取つておるのであります。が、何といたしましても、殆ど掘り下げで入つておられるやうな現状でありますので、さういふ少しくらいの費用を貸付け或いは與へる程度では、全く焼石に水の策に過ぎないやうな状況であるし、又開墾そのものが全般的に大きな面積のみ縣の開拓課あたりでも指導しておりますので、事實その現場に行つて見ますと、掘り起しただけで實際收穫が上らないといふのが現状であります。従つて本省あたりに報告に來るものは、勿論本省あたりの助成金はいろいろの融通資金が流されといふやうな面のみにおいて、これだけ開拓しました、開墾したといふやうな報告が齎されておると思ひますが、事實現場に行つて見ますと、植付けるところの種芋代だけが上つていないといふやうなことが非常に多いといふやうな實情であります。恐らくこれは千葉縣ばかりでなく、最近入つた入植者は先程局長の御説明もありましたやうに、農業者でない者が多い。同時に全然さうした農業に知識のない者が入つておられて、殊に終戦直後にできたところの粗悪な農具等を出しておられるやうな關係で、さうした點もあるのではありませんが、これにつ

いては特に私は入植者の集團部落等に對して、技術指導の方面を特に考へてやる必要があつてはしないか。これに對して只今御案内のやうに農業會の解體によりまして、指導人員は大體において從來の指導技術者に對するところの助成金といふものが打ち切られるやうな現状であります。これに對して技術者の救済の一つの方法といたしましても、集團開墾地に對するところの技術指導といふものに、さうした技術人を振り向けるやうなことができないのかどうかといふ點を一々お聴きしたい。又さういふことができれば一石二鳥であります。一方においては失業せんとする技術者の救済にもなりますし、いつか農地調整法によつて人間が一人乃至二人は必要だ、その方に振り向けたといふやうな御意見もあつたやうであります。これは農政局長からであります。さうした方面に折角の技術を持つておられる技術者でありますから、さうした方面に振り向けるのが一つの方法ではないか、かやうに存じております。それから先程石川委員からも御質問があつたのであります。が、目下の食糧危機を何として切り抜けるかといふことは、日夜農林大臣が非常に苦心されておられる問題でありまゝ。さういふが、取り敢えず既墾地に對するところの問題であります。戦時中における土地改良は主として暗渠排水を以て土地改良の事業として莫大な費用をかけたのであります。が、半面最近森林の濫伐によりまして、殆ど根本といふものがなくなつたので、殊に本年度のごときは關東地方殊に千葉縣のごときは現在四萬町歩の旱害地帯を出しております。これは特に一般の山林濫伐に

よりまして、根水がなくなると同時に暗渠排水の結果殆ど水が押られてしまつて、かような結果を生んでおる事情が多いのであります。殊に只今四萬町歩に達する千葉縣の旱害地帯は、大體極く酷いところは約二萬町歩であります。これは近日大臣にも一つ是非來て見て頂きたいというように先程もお願ひしたのであります。既に大和根引事業を笹川町から九十九里沿線に大和根から引水する事業を競争前から始めておるのであります。十二ヶ年経ちました。未だにこれが完成しないという状況になつておるので、そのために幹線地帯を既に掘り割つたためにそれに押られる水のために却て水が來なくて、旱害が甚しいというやうな現状であります。又今一つは九十九里の西の方、山武長生方面約二萬町歩に需すべく農林省の助成を得て計畫しておる上總用水、これも大和根から引くのであります。この問題も本年度の決算を多少削減されておるのであります。こうした既成地に對するところの土地改良は特に私は急速に重點的にこの問題を解決しますれば、目下の場合二毛作の點からする面も非常に多いだらう、かように思われるのであります。こうした點について特に全國的に二毛作に轉換し得る土地が相當あることを考えますときに、二毛作にするのと開墾をするのと、どちらが利に於けるか、最も速い食糧對策になるかというやうな問題を一つ研究して、只今農林省にあると存じますので、そうした點も御研究されましたら一つ御説教願ひたい、こう思ふのであります。

二百ヶ所に割り振るといふことは、どれもこれも皆問題ではないじやないかという御指摘については私も大體同じやうな考え方を持つておるのであります。従つて率直に申しますならば、ここに單價十萬圓といたしておき、これは豫算單價と申します。豫算を要求する上において一應の單價といたして計算をいたしておるやうなわけでありまして、實行上の問題といひましては、かような劃一的な方法を取らない方針であります。従つてこの二千萬圓の金を用ひに使うことが一番宜いかという點については、十分御指摘のやうにこれを考へて見たいと思つております。この點御了承願ひたい。次は農業會の技術員を開拓者の營農方面に移動する方法はどうか。これも全く結構なことでありまして、これらの點については具體的に農業會の技術員中、開拓方面の適し得る人については特別の方法を考へたい。かように考へております。最後にお述べになりました土地改良の點から現在千葉縣等において起つておるところの非常な廣汎なる旱害面積、こういう點は食糧増産の現段階に取りまして極めて重大な問題でありますので、これは具體的に一つ拜見をいたしましてその上對策を立てたいと思ひますが、同時に我々いたしましては先刻も申し上げたやうに、單なる開墾事業だけでなく現在の既成地の土地改良をして、いかにして増産するかということも、これは國策の點において見逃すことのできない點でありますので、これについて十分検討を加えて遺憾なきを期したいと考へております。

見たいと存じます。この住宅資金、營農資金であります。劃一的に營農資金が何ば、住宅資金が何ばという豫算面のお金で進んでおられますかどうか、これは農業者は御承知のやうに入植いたしました土地の長し懸しによつて、その人の成功、不成功が決定されるのであります。尤も住宅にいたして土地の地理條件によつて非常に違ふと思ひますので、その點お尋ねをいたしたい。それから第二番目は、殆ど各府縣毎に入植者が入つておりますが、先程局長のお話のやうに、非常に良い土地もある。二ヶ年に二町歩も開墾しておるやうな所もある。これは確かにそうだと思います。経験のある人でなくともその人の心構で、本當に百姓になる肚を据えておやりになると、他の商賣をしていた人は非常に頭が機敏で、元々百姓をしておつた人と違つて慣れるまでは苦勞するが、却て宜いこともあるので、私は決して百姓しておつた者ばかりを望んでおりませんが、今後入れます入植者は十分その人を検討し、又土地も國で調査をして永住のできる土地に入れて貰ひたい。こういうことを希望いたしますが、この點どうであるか。それから助成といひますか、國で責任を持つて考へて貰ひたいと思ふことは、先程の局長のお話では飛行場に入つておる方面は、非常に成績が悪いといふことでもあります。これは尤もであります。土地を非常に上手返しておるために、なか／＼急に森林であつたやうなわけにありません。そういう所へは別に大動物を相當に入れてやるとか、或いは國が責任を以て石灰を入れてやるとか、そういうふうによつて、相當に個々に検討して見

てやるのでなければ、今のやうな入れつけのやうな形で、縣が多少見たり、營農資金や住宅資金を多少出したのでは、本當に今大臣がお話になりましたやうに、永久にそこに住民となつて屍を埋めようといふやうな精神に反する面が非常にできて來はせんかと考へておりますが、その點どうでありますか。

○政府委員(伊藤佐吉) 只今のお尋ねの第一點、營農資金、住宅資金を劃一的に出しておるかどうかというお話であります。これは各府縣の入植者の數に應じて、總額を府縣に割當をいたしますが、個々の貸付金額はこれは府縣に一任してございまして。従ひまして、同じ府縣でありまして、低暖地の所もあれば、高冷地の所もあるわけでありまして、その事情々々に従ひまして金額の差を付けて貸しておるわけでございます。それからその次の、ちよつと私或いは間違ひしたかと思ひますけれども、入植者が永住できるやうな土地を選定して、永住させるといふやうなお話でございまして、その點は先程申し上げましたと思ひますが、お説の通りでございまして、今後は入植する人の選定を十分にいたしまして、そうして同時に入植する土地をしつかり豫め調べておきまして、永住できるやうな所へ入植して貰ひたい、かように考へております。それから第三點、飛行場等の非常な土地の悪い所、現在すでに入植を澤山しておるやうな所に対する改良策如何というお話でございますが、この點は現在土地の改良に對して經費も相當組んでおりますので、それ／＼の實狀に應じてやつております。急速に十分には参

りませんのですけれども、例えば大都市の附近を申しますれば、東京都の附近にありする埼玉縣の飛行場のごときは、これは東京都の飛機場のごとくして、そうして逐次これは土地改良をやつております。私先般見て参りましたが段あたり三、四百畝飛機場を入れております所と、入れない所では麥のでき方がはつきりと違つております。かういつたやうなことをやつております。それから同時に大都市が傍になつて、それから又水を引張つて來れば水田になつて手つ取早く土地の改良できます。これは三方ヶ原のごとき所でありまして、かういつた所に對しましては、これは何とかして水を引張つて來て、一部を水田にいたしまして改良したい。かようなふうには、それ／＼の土地に應じて改良の方策を考へておるわけでありまして。

○岡村文四郎君 私が本當に経験したことでお伺ひいたしますが、私は今相當に時期が悪いから資金を出して貰ひなければいかんといふことを願ひたいとしております。この資金の回収は、同收不可能なものも相當あると思ひますが、ところが人間といふものは、政府から借りた金を押さないで、それで決していいとは思へません。ところが拂へなくなつて、そこを引去つて出るものが相當にあると思ひます。これは今からの考が大事であります。これは金が金を多く出して可愛がつてやつたことが決して本人のためでありません。非常に苦勞をさして、その揚句、自力で行くことが百姓の建前でありまして、そうでありまして、今の世の中が非常に悪いのと、大體入る人が非常に餘力本願の所に入りまするがため

に、この多額の金を出して、多額でありませんが、先ず相當に金を出して買わなければならぬ状態であり、指導さへ宜ければ、良い所に入つた人は永住し、完全に償還をして明るい無特でやつて行けると思いますが、私は今から申し上げて置きますが、この中ではつきり何割と買収は知らんから分りませんが、今この景気が順調に續いて参らんことは事實であります。そこで償還不可能なものであります。我々は全額これは取らないものなりと、こうして掛かるべきものであると思ひますが、百姓そのものは決してそれを満足としないで、非常に心苦しく、暗い無特で、償還不能のために暮さなければならぬことを實に遺憾と思ひますから、今から萬全を期して指導宜しきを得て、そういうものの導山出ないようにしたいということとを申し上げて置きます。

○木下源吾君 今の二千萬圓の金は、自分の生産物を加工するということ、自分の生産物の獲得のため、が建前か、又當農資金の獲得のためならば、その施設を利用する、よそのものものを多少仕入れて加工して賣つても差支ないか、もう一つは共同で資額を飼うというように、一つは使つても差支ないか、若しそれがいいないというならば、そういうようなことに關する何か他に考えがあるかどうか。それからもう一つは政府はこの開拓のことについて開拓者を救済するといふ考えが強いのか、本當に土地を開墾して行こうという食糧増産なり、日本の國策の上においてこの開墾事業を達成しなければならぬのだと考へておられるのか、いづれに一體重點をおいておられるか、これ

だけをお一つお聴きたいと思ひます。○政府委員(伊藤佐君) 第一點の點でございしますが、共同作業場は自己の生産物の加工だけでなしに外からの品物を入れまして、それを加工して出すというところ、これは差支ございません。例えて申しますと、水田地方でない所に農工品の機械を入れまして、そうして農工品の機械を作つて出す。こういつたことも無論差支ないわけでありまして、それから共同に資額を飼つてはどうかというお話でございしますが、私共といたしましては、これは共同の作業場のごときものを考へておりますので、資額につきましては、これは別途の方法で行きたいと思つております。當農資金は只今は實は非常な少額でございしますが、當初考へましたのは、當農資金の中から三戸に一つと申しますか、或いは五戸に一つと申すような工合に家畜を共同で買ひまして、そうして共同で使用する行くということを考へたのでございしますが、現状におきましてはとも一萬圓ではどうにもなりませんので、先程申し上げましたように、今後相當に増額をいたしまして、それによつて共同飼育ができるようにして行きたいと考へております。尙今年度のこれは豫算には實は間に合いませんでございしましたが、大家畜の預託制度、これにつきましては來年度の豫算には、私共といたしましては是非なんとか考へて参りたいと、現在その方面の計畫を立てておるところでございします。それから開拓政策といふものは開拓者の救済か、或いは本當にこれは農村の食糧増産の方法かといふお尋ねでございしました。これは實は大臣からお答えすべき筋合のものと

存じますが、一應從來の現在の緊急対策と、それから今これを再検討いたしておられますもの行き方につきまして事務的に御答申申し上げます。現在の緊急開拓政策は、これは昭和二十年の十一月から始まりましたのでございしますが、その目的といたしましては、當時は戦後の非常に混亂した時代でございまして、外地から復員者、或いは引揚者がどん／＼還つて来る。内地では戦災者が多いといふやうな時代で、非常に多くの失業者が急遽に出るといふことを豫測されたのでございします。それともう一點は、これは食糧の外國からの輸入といふやうなことが當時まだ期待もできません時代であつて、その時期におきまして何と申してこれだけの殖えてくる人間に對する食糧の供給を圖らなぐちやならん。それには内地で以てできるだけ速やかに食糧の増産を圖らねばならんといふ二點からいたしまして、失業対策と食糧の緊急増産の二つを目的といたしまして、緊急開拓の五ヶ年計畫といふものが作られました。實行に移されたわけでもございす。それで過去一年半やつて参つたのでございしますが、その結果といたしまして、これは再検討を加える必要があるであらう。いろ／＼事業の實施の面につきましてはもうございします。が、開拓といふものはこれはさういつたやうな失業対策である、救済である。或いは又急いで食糧を右から左への増産を圖る。こういつたやうな性質でなくて、もう少しじっくりと行くべきものでありまして、土地を開いて、さうして新しいそこに農村を植へ付けることによりまして、或いは又元の農村、増産、開墾等によりまして、でき

るだけ既設の農村を築くといふことによりまして、しつかりしたところに農村を打ち建てて行くといふことが本來的目的でありまして、その結果といたしまして、食糧の増産にもなり、又一部失業者をそこに收容する結果になる。こういつたやうな方向に行くのが本筋でないかといふ建前の下に、目下再検討いたしておるわけでありまして、○木下源吾君 御説明を伺ひまして、大體明瞭になつたと思ひますが、これは只今までのやり方、現状において開拓者のためになつておりませんが、又食糧増産といふ面における開拓事業にもなつておらないし、幾多改良の餘地があり、再検討の餘地があると考えられるのでありますが、今日までやり來つた面における延長として、行り上これくらゐのことはやらなければならぬいじやないか。まあ刺身のつまともいひか、さういふ軽い意味で、實際の開拓の效果に對しては期待することはむづかしいと思ひますが、さういふ意味で僅か二千萬圓ばかりの豫算でありますので、この法案は私は賛成いたします。將來もつと新しい客觀情勢に應じてじっくりとした一つ計畫を立てて頂きたいと、かように考へる次第であります。

○平沼騷太郎君 只今木下委員からの御質問に對して局長さんの御説明で今までの五ヶ年計畫といふものの全貌が分りましたのですが、今までの五ヶ年計畫で、現在府縣で實施しておる段別と、現在發表された百五十萬町歩の間にどのくらいの數の開きがあるのですか。今までの發表しておる五ヶ年計畫の府縣で實施しておるものと百五十萬町歩と一致しておるのか、非

常な差があるのか。それによつて現在行いつつある五ヶ年計畫になんとか早く手を入れて頂かなければならぬといふ氣持がするのであります。只今の開拓法が延びたといふことにつきましては、非常に結構で、十分審議して實行して頂きたいと思ひますけれども、現在實行されつつあることが既に相當な無理があつて、今度の開拓法が實施されるまでの間に、地方において相當の問題が導山今後ますます／＼多くなるといふことは甚だ不祥事でありまして、さうして、なんとか新しい開拓法が實施されるまでの間に、暫定的におきまして、地方の問題を防ぐやうな、なんらかの宜い方法を、即ち緩和させる方針一時保留する方針……無論現在いろいろな地方にも大勢これに職員がおりますから、一時打切つてしまつた日には混亂が起るから打切らないにしても、又は失業者その他を救済する意味からいしても、これを止めることはできないでしうけれども、やれないうとして、餘りその山林その他のことと廢棄し、又國土を破壊するやうなことも、新しい法案ができてからの間に餘り廢棄するといふことのないやうな方法がお考え頂けるかどうか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(伊藤佐君) 只今のお尋ねの五ヶ年計畫と百五十萬町歩の關係でございしますが、これは現在やつております五ヶ年の計畫の中に入つておる數字が百五十萬町歩であります。それで緊急五ヶ年計畫といふものが昭和二十年の十一月から始まつて現在に及んでおるわけでありまして、その中に入つておるその數字が百五十萬町歩を目標としてやつておるわけでありまして、現

らない。

一 目的

二 名稱

三 事務所の所在地

四 基本金額に關する事項

五 役員に關する事項

六 業務及びその執行に關する事項

七 會計に關する事項

八 公告の方法

定款は、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けて、これを變更することができる。

第五條 飼料配給公團は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第六條 飼料配給公團には、所得税及び法人税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、飼料配給公團の事業に對しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて、内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合には、この限りでない。

第七條 飼料配給公團は、臨時物資需給調整法の失効又は經濟安定本部總務長官の命令に因つて解散する。

前項に定めるものの外、飼料配給公團の解散に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

第八條 飼料配給公團でない者は、飼料配給公團なる名稱又はこれに類似する名稱を用いることができない。

第九條 農林委員會會議第七号

昭和二十二年八月十九日【參議院】

ない。

第九條 民法第四十四條、第五十條第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、飼料配給公團にこれを適用する。

第二章 役員及び職員

第十條 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

總裁は、飼料配給公團を代表し、第十五條の規定に基き、その業務を總理する。

副總裁は定款の定めるところにより、飼料配給公團を代表し、總裁を輔佐して飼料配給公團の業務を掌理し、總裁に事故のあるときにはその業務を代理し、總裁が缺員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、飼料配給公團を代表し、總裁及び副總裁を輔佐して飼料配給公團の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が缺員のときにはその職務を行う。

監事は、飼料配給公團の業務を監査する。

第十一條 總裁、副總裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十二條 總裁、副總裁及び理事は、定款の定めるところにより、飼料配給公團の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所の業務に關して一切の裁判上又は裁判外の行爲をする權附を有する代理人を選任することができる。

第十三條 飼料配給公團の役員及び職員は、飼料の生産、保管、搬送、加工若しくは賣買を業とする會社の株式を所有し、又はこれらの會社の他の企業に業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 飼料配給公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、農林次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

飼料配給公團の役員及び職員は官吏に關する一般の法令に従うものとする。但し、主務大臣が、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に關して特例を定めたときには、これによるものとする。

第三章 業務

第十五條 飼料配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める割當計畫及配給手續並びにこれらに關する指示に基き、主務大臣の監督に従い、左の業務を行う。

一 物價の定める價格による飼料の一手買取及び一手賣渡

二 飼料の保管、搬送及び加工

三 飼料の販賣業者の指定

四 第一号及び第二號の事業に附帶する業務

前項第三號の指定は、經濟安定本部總務長官の定める條件に基き主務大臣の認可を受けなければならない。

第十六條 飼料配給公團は、業務開始の際業務の方法を定めて、經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第十七條 飼料配給公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計畫及び資金計畫を作成し、これらを經濟安定本部總務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第四章 會計

第十八條 飼料配給公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條 飼料配給公團は、前條の各期ごとに財産目録、貸借對照表及び損益計算書を作成し、毎期經過後二箇月以内にこれを經濟安定本部總務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部總務長官は、前項の承認を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

飼料配給公團は、第一項の規定による經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借對照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に掲げておかなければならない。

前項の財産目録、貸借對照表及び損益計算書については、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

飼料配給公團は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、政令の定めるところにより、剰餘金を國庫に納付しなければならない。

飼料配給公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、會計検査院經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

第五章 監督及び助成

第二十條 經濟安定本部總務長官は、割當計畫及び配給手續に關して、飼料配給公團を指導監督する。

經濟安定本部總務長官は、飼料の適正な配給を確保するために必要があるとき、飼料配給公團に對して、主務大臣を通じて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、飼料の適正な配給を確保するため必要があるとき、飼料配給公團に對して、經濟安定本部總務長官の定め

及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

飼料配給公團は、第一項の規定による經濟安定本部總務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借對照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に掲げておかなければならない。

前項の財産目録、貸借對照表及び損益計算書については、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

飼料配給公團は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、政令の定めるところにより、剰餘金を國庫に納付しなければならない。

飼料配給公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、會計検査院經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

第五章 監督及び助成

る飼料配給及び配給手續に基いて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は經濟安定本部總務長官は、必要があるとき認めるときには、飼料配給公團に對して報告をさせ、又は當該官吏に、必要な場所を指定し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、當該官吏に臨検させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す證明書を携帯せなければならぬ。

第二十一條 飼料配給公團は、その役員及び職員に對して、特別の報酬を與へる必要があるときは、その報酬規定を定め、經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第二十二條 主務大臣は、飼料配給公團の役員が法令若しくは定章又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

經濟安定本部總務長官は飼料配給公團の役員が飼料配給公團の目的及び業務に關して、その任に適合せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十三條 主務大臣は、飼料配給

公團の業務を行うため必要があるときは、日本飼料株式會社の清算人に對して、當該會社の所有に屬する施設の全部又は一部を飼料配給公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、飼料配給公團の業務を行うため必要があると認めるときには、從來飼料の配給、保管又は加工の用に供されてゐた施設で飼料配給公團に必要なものの所有若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に對して、當該施設を飼料配給公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の場合における施設の使用料は、經濟安定本部總務長官が、そのあらかじめ定める方針に基いて、適正にこれを定めるものとする。

前項の規定により使用料が定められたときには、飼料配給公團は、第七條第一項に定められた存続期間を超えない範圍において、經濟安定本部總務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、飼料配給公團の業務を行うため必要があると認めるときには、日本飼料株式會社の清算人に對して、當該會社が所有し、又は占有してゐる物資又は資材の全部又は一部を飼料配給公團に譲渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、飼料配給公團は、同項の資材の譲受又は引渡を受けた日から一個月以内に關係者に對して、正當な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができる。

主務大臣は、飼料配給公團が賃借した施設を管理することに關し、又は必要があると認めるときは、保險を附する等の措置を飼料配給公團にとらしめることに關し、監督を怠らない責任があるものとする。

主務大臣は、前各項の規定の實施に對して、飼料配給公團又は關係各大臣を含む關係者に對して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十四條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

第二十五條 左の場合においては、その違反行為をなした飼料配給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

一 第十五條第一項に規定しない業務を行つた場合

二 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十六條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを二年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

金に處する。

第二十七條 前三條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十四條の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

第二十九條 第八條の規定に違反して飼料配給公團なる名稱又はこれに類似する名稱を用いた者は、これを一萬圓以下の過料に處する。

第三十條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第三十一條 飼料配給統制法は、飼料配給公團成立の日において、これを廢止する。但し、舊法廢止前になした行為に對する罰則の適用については、舊法は、その廢止後もなおその效力を有する。

第三十二條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時にその效力を失ふ。

飼料配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までになした行為に對する罰則の適用及び飼料配給公團の清算に關しては、この法律は、その時以後もなおその效力を有する。

第三十三條 飼料配給公團が成立したときには、日本飼料株式會社は、解散する。

前項の規定による日本飼料株式會社の清算は、昭和二十三年四月

一日までに終了せしめるものとする。

第三十四條 政府は、設立委員を命じて、飼料配給公團の設立に關する事務を處理させる。

第三十五條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときには、設立委員は、選定なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十六條 基本金の拂込があつたときには、設立委員は、選定なくその事務を飼料配給公團の總裁に引き繼がなければならない。

總裁が前項の事務の引繼を受けるときには、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、選定なく設立の登記をしなければならぬ。

飼料配給公團は、設立の登記をするに因つて成立する。

第三十七條 飼料配給公團でない者でこの法律施行の際既に飼料配給なる名稱又はこれに類似する名稱を用いてゐるものについては、この法律施行後六箇月を限り、第八條の規定を適用しない。

八月十一日本委員會に左の議案を付託された。

一、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(第十八號)

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

で定款で定めるものとする。

三 開拓者の共同の利用に供する

第三條 農協共同組合及び農協共同

す。

は、當該事業年度における組合員

で定款で定めるものとする。

三 開拓者の共同の利用に供する施設（前二號に掲げるものを除く。）を取得し、又は設置するのに必要な資金

第二條 次の一項を加える。

前項の掲置期間は、貸付の日の属する會計年度の初日から起算し、前條第一號及び第二號の規定による貸付金については五年、同條第三號の規定による貸付金については一年とし、その期間中は、無利子とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

八月十一日豫備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農業協同組合法案（第二十二號）
二、農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案（第二十三號）

農業協同組合法案

第一章 總則

第一條 この法律は、農民の協同組織の發達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の經濟的社會的地位の向上を圖り、併せて國民經濟の發展を期することを目的とする。

第二條 農業協同組合又は農業協同組合連合會の名稱中には、農業協同組合又は農業協同組合連合會なる文字を用いなければならない。

第三條 農業協同組合及び農業協同組合連合會（以下組合と總稱する。）は、法人とする。

第四條 第十三條第一項の規定により出資をさせる組合（以下出資組合という。）には、所得税及び法人税を課さない。

地方公共團體は、組合に對して營業税を課することができない。

第五條 組合の住所は、その主たる事務所の所在地に在るものとする。

第六條 組合は、その行う事業によつてその組合員及び會員（以下組合員と總稱する。）のために最大の奉仕をすることを目的とし、營利を目的としてその事業を行つてはならない。

第七條 組合は、昭和二十二年法律第五十四號（私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の適用については、これを同法第二十四條各號に掲げる要件を備える組合とみなす。

第八條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗することができない。

第九條 この法律において、農民とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。
この法律において、農業とは、耕作、畜産又は養蠶の業務（これに附随する業務を含む。）をいう。
みずから前項に掲げる業務を営み、又はこれに従事する者が行う新築生産の業務（これに附随する業務を含む。）は、この法律の適用については、これを農業とみなす。

す。

第二章 事業

第十條 組合は、左の事業の全部又は一部を行つことができる。

一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付

二 組合員の貯金の受入

三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給又は共同利用施設

四 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設

五 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理

六 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販賣

七 農村工業に関する施設

八 農業上の災害又はその他災害の救済に関する施設

九 農村の生活及び文化の改善に関する施設

十 農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を圖るための教育並びに組合員に對する一般的情報の提供に関する施設

十一 組合員の經濟的地位の改善のためにする團體協約の締結

十二 前各號の事業に附帶する事業

は、當該事業年度における組合員の事業の利用分益の總額の五分の一を超えてはならない。

農業協同組合連合會は、第一項の事業の外、會員たる組合の指導及び連絡に関する事業を行つことができる。

第一項第一號及び第二號の事業を併せ行う農業協同組合連合會は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帶する事業の外他の事業を行つことができる。

前項の農業協同組合連合會は、會員のために、手形を割引引き、若しくは定款で定める金融機關に對して會員の負擔する債務を保證し、又は當該金融機關の委任を受けてその債權を取り立てることができる。

第十一條 前條第一項第十一號の團體協約は、書面を以てすることに因つて、その效力を生ずる。

組合員の締結する契約でその内容が前項の團體協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、これをその規程によつて契約したものとみなす。

第十二條 農業協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 農民

二 前條に掲げる者の外、農業協同組合の地區内に住所を有する者で當該組合の施設を利用することを相當とするもの
農業協同組合連合會の會員たる資格を有する者は、左に掲げる者

で定款で定めるものとする。

一 組合

二 他の法律により設立された協同組織體で組合の行う事業と同種の事業を行ふもの

第十三條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資させることができる。

出資組合の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。
出資一口の金額は、均一でなければならない。

出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による經營の負擔の外、その出資額を限度とする。

組合員は、出資の拂込に對して、相殺を以て出資組合に對抗することができない。

第十四條 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。
組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の權利義務を承継する。

組合員は、持分を共有することができない。

第十五條 非出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による經營の負擔に限る。

第十六條 組合員は、各、一箇の議決權及び役員の選舉權を有する。但し、第十二條第一項第二號及び第二項第二號の規定による組合員（以下准組合員という。）は、議決權及び選舉權を有しない。
組合員は、定款の定めるところ

により、第三十七條第三項の規定により豫め通知のあつた事項につき、書面又は代理人を以て、議決権を行うことができる。

前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならぬ。

第十七條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

組合員は、前項の経費の支拂について相殺を以て組合に對抗することができない。

第十八條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に對し過怠金を課すことができる。

第十九條 組合は、定款の定めるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員が當該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない。

第二十條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正當な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。

第二十一條 組合員は、六十日前までに豫告し、事業年度の終において脱退することができる。

前項の豫告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第二十二條 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

除名は、左の各號の一に該當する組合員につき、總會の議決によつてこれをすることができ。但し、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これを以てその組合員に對抗することができない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の拂込、経費の支拂その他の組合に對する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める行為をした組合員

第二十三條 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

前項の持分は、脱退した事業年度の終における當該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十四條 持分を計算するにあたり、出資組合の財産を以てその債務を完済するに足りないときは、當該出資組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に對し、その負擔に歸すべき損失額の拂込を請求することができる。

る。

第二十五條 前二條の規定による請求權は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

第二十六條 脱退した組合員が出資組合に對する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の拂戻を停止することができる。

第二十七條 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口數を減少することができる。

前項の場合には、第二十三條乃至第二十五條の規定を準用する。

第四章 管理

第二十八條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

但し、非出資組合の定款には、第六號、第八號及び第九號の事項を記載しなくてもよい。

一 事業

二 名稱

三 地區

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその拂戻の方法並びに一組合員の有することのできる出資口數の最高限度

七 経費の分擔に関する規定

八 剩餘金の處分及び損失の處理に関する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

十 役員の数、職務の分擔及び選舉に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその價格並びにこれに對して與える出資口數を記載しなければならない。

行政廳は、模範定款例を定めることができる。

第二十九條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

一 總會又は總代會に関する規定

二 業務の執行及び會計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

第三十條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

役員は、定款の定めるところにより、總會においてこれを選舉する。但し、設立當時の役員は、創立總會においてこれを選舉する。

役員の選舉は無記名投票によつてこれを行う。

投票は、一人につき一票とする。

組合の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員（准組合員及び法人たる組合員を除き、組合員の組合員又はその組合員で組合員又は法人でないものを含む。以上

本條において同じ。）でなければならない。但し、設立當時の理事は、設立の同意を申し出た農民又は設立の同意を申し出た組合員でなければならない。

第三十一條 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

設立當時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第三十二條 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と相兼ねてはならない。

第三十三條 組合が理事と契約をするときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

第三十四條 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

第三十五條 組合員（准組合員を除く。）が總組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、總會の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に、總會を招集しなければならない。

等三十六條 理事の職務を行う者がいないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正當な理由がないのに總會招集の手続をしな

いときは、監事は、總會を招集し

び剩餘金處分案又は損失處理案を

又は從たる事務所において、その

最高限度

總代は、組合員（准組合員を除

いときは、監事は、總會を招集し
なければならぬ。

第三十七條 組合の組合員に對して
する通知又は催告は、組合員名簿
に記載したその者の住所に、その
者が別に通知又は催告を受ける場
所を組合に通知したときは、その
場所宛てて送付するを以て足りる。
前項の通知又は催告は、通常到
達すべきであつた時に到達したもの
とみなす。

總會招集の通知は、その會日か
ら十日前までに、その會議の目的
たる事項を示してこれをしなければ
ならない。

第三十八條 理事は、定款、規約及
び總會の議事録を各事務所に、組
合員名簿を主たる事務所に備えて
置かなければならない。

組合員名簿には、各組合員につ
いて左の事項を記載しなければな
らない。但し、非出資組合の組合
員名簿には、第三號及び第四號の
事項を記載しなくてもよい。

一 氏名又は名稱及び住所
二 加入の年月日及び組合員たる
資格の別

三 出資口数及び出資各口の取得
の年月日
四 拂込済出資額及びその拂込の
年月日

組合員及び組合の債權者は、
第一項に掲げる書類の閲覧を求
めることができる。

第三十九條 理事は、通常總會の會
日から一週間前までに、非出資組
合にあつては事業報告書及び財産
目録を、出資組合にあつては事業
報告書、財産目録、貸借對照表及

び剩餘金處分案又は損失處理案を
監事に提出し、具つ、これらを主
たる事務所に備えて置かなければ
ならない。

組合員及び組合の債權者は、前
項に掲げる書類の閲覧を求めるこ
とができる。

第一項に掲げる書類を通常總會
に提出するときは、監事の意見書
を添附しなければならない。

第四十條 役員は、總組合員（准組
合員を除く。）の五分の一以上の
請求に因り、任期中でも總會にお
いてこれを改選することができ
る。

前項の規定による請求は、理事
の全員又は監事の全員について、
同時にこれをしなければならぬ。
但し、法令、法令に基いてする
行政廳の處分又は定款若しくは
規約の違反を理由とする改選の請
求は、この限りでない。

第一項の規定による請求は、改
選の理由を記載した書面を組合に
提出してこれをしなければならぬ。
前項の規定による書面の提出が
あつたときは、組合は、總會の會
日から七日前までに、役員に對
し、その書面を送付し、且つ、總
會において辯明する機会を與えな
ければならない。

第四十一條 役員には、民法第四十
四條第一項、第五十二條第二項、
第五十三條乃至第五十五條、第五
十九條及び第六十一條第一項の規
定を準用する。

第四十二條 組合は、参事及び會計
主任を選任し、その主たる事務所

又は從たる事務所において、その
業務を行はねばならない。

参事及び會計主任の選任及び解
任は、理事の過半数によりこれを
決する。

参事には、商法第三十八條第一
項第三項及び第三十九條乃至第四
十二條並びに非訟事件手續法第百
七十二條乃至第百七十四條の規定
を準用する。

第四十三條 組合員（准組合員を除
く。）は、總組合員（准組合員を除
く。）の十分の一以上の同意を得
て、理事に對し、参事又は會計主
任の解任を請求することができ
る。

前項の規定による請求は、解任
の理由を記載した書面を理事に提
出してこれをしなければならぬ。

第一項の規定による請求があつ
たときは、理事は、當該参事又は
會計主任の解任の可否を決しなけ
ればならない。

理事は、前項の可否を決する日
から七日前までに、當該参事又は
會計主任に對し、第二項の書面を
送付し、且つ、辯明する機会を與
えなければならぬ。

第四十四條 左の事項は、總會の議
決を経なければならぬ。

一 定款の変更

二 規約の設定、變更及び廢止

三 毎事業年度の事業計畫の設定
及び變更

四 經費の賦課及び徴收の方法

五 貸付金の利率の最高限度

六 農業協同組合連合會が一會員
のためにする手形の割引金額の

最高限度
七 事業報告書、財産目録、貸借
對照表、剩餘金處分案及び損失
處理案

定款の変更は、行政廳の認可
を受けなければ、その效力を生
じない。

前項の認可については、第六
十條及び第六十一條の規定を準
用する。

第四十五條 總會の議事は、この法
律、定款又は規約に特別の定め
がある場合を除いて、出席者の議決權
の過半数でこれを決し、可否同數
のときは、議長の決するところ
による。

議長は、總會においてこれを選
任する。

議長は、組合員として總會の議
決に加わる權利を有しない。

第四十六條 左の事項は、總組合員
（准組合員を除く。）の半数以上が
出席し、その議決權の三分の二以
上の多數による議決を必要とす
る。

一 定款の変更

二 組合の解散及び合併

三 組合員の除名

第四十七條 總會には、民法第六十
四條及び第六十六條の規定を準用
する。この場合において、第六十
四條中「第六十二條」とあるのは、
「農業協同組合法第三十七條第三
項」と讀み替へるものとする。

第四十八條 千人以上の組合員（准
組合員を除く。）を有する組合
は、定款の定めるところにより、
總會に代るべき總代會を設けるこ
とができる。

總代は、組合員（准組合員を除
く。）でなければならぬ。

總代の定数は、少くとも二百人
以上でなければならぬ。

總代には、第三十條第三項乃至
第五項の規定を準用する。

總代會には、總會に關する規定
を準用する。但し總代會において
は、定款の変更、解散及び合併の
決議をすることができない。

第四十九條 出資組合は、出資一口
の金額の減少を議決したときは、
その議決の日から二週間以内に財
産目録及び貸借對照表を作らなけ
ればならない。

出資組合は、前項の期間内に、
債權者に對して、異議があれば一
定の期間内にこれを述べるべき旨
を公告し、且つ、貯金者以外の知
れてゐる債權者には、各別にこれ
を催告しなければならぬ。

前項の一定の期間は、一個月を
下つてはならない。

第五十條 債權者が前條第二項の一
定の期間内に異議を述べなかつた
ときは、出資一口の金額の減少を
承認したものとみなす。

債權者異議を述べたときは、出
資組合は、辨済し、若しくは相當
の擔保を供し、又は債權者に辨済
を受けさせることを目的として、
信託會社若しくは信託業務を營む
銀行に相當の財産を信託しなけれ
ばならない。

第五十一條 出資組合は、定款で定
める額に達するまでは、毎事業年
度の剩餘金の十分の一以上を準備
金として積み立てなければならぬ。
い。

前項の定款で定める準備金の額は、出資總額の二分の一を下つてはならない。

第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

出資組合は、第十條第一項第十號の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰餘金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

第五十二條 出資組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰餘金の配當をしてはならない。

剰餘金の配當は、定款の定めるところにより、年五分を超えない範圍内において、拂込んだ出資額の割合に應じてこれをし、なお剰餘があるときは、組合員の事業の利用分額の割合に應じてこれをしなければならぬ。

第五十三條 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配當する剰餘金をその拂込に充てることのできる。

第五十四條 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質權の目的としてこれを受けることができない。

第五章 設立

第五十五條 農業協同組合を設立するには、十五人以上の農民が、農業協同組合連合會を設立するには、二人以上の組合が發起人となることを必要とする。

第五十六條 發起人は、豫め組合の

事業及び地區並びに組合員たる資格に關する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備會の日時及び場所とともに公告して、設立準備會を開かなければならない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第五十七條 設立準備會においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき者以下定款作成委員といふ。を選任し、且つ、地區、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならぬ。

定款作成委員は、農業協同組合にあつては十五人以上、農業協同組合連合會にあつては二人以上でなければならぬ。

設立準備會の議事は、出席した農民又は組合の過半数の同意を以てこれを決する。

第五十八條 定款作成委員が定款を作成したときは、發起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならぬ。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

ない。

創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその會日までに發起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決額の三分の二以上でこれを決する。

前項の申出をした者は、書面又は代理人を以て決議權を行うことができる。

創立總會については、第十六條第一項第三項乃至第五項及び民法第六十六條の規定を準用する。

第五十九條 發起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計畫を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならぬ。

發起人は、行政廳の要求があるときは、組合の設立に關する報告書を提出しなければならぬ。

第六十條 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計畫の内容が法令又は法令に基いて行政廳の處分に違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならぬ。

第六十一條 第五十九條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受領した日から二箇月以内に發起人に對し、認可又は不認可の通知を發しななければならぬ。

行政廳が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、發起人は、行政廳に對し、認可に關する證明をすべきことを請求することができる。

行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならぬ。

發起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第六十二條 第五十九條第一項の認可があつたときは、發起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならぬ。

出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならぬ。

現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならぬ。但し、登記、登録その他權利の設定又は移轉を以て第三者に對抗するため必要な行為は、組合成立の後これをすることを妨げない。

第六十三條 組合は、主たる事務所所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

第六章 解散及び清算

第六十四條 組合は、左の事由によつて解散する。

- 一 總會の議決
- 二 組合の合併
- 三 組合の破産
- 四 存立時期の満了
- 五 第九十五條第二項の規定による解散の命令

解散の議決は、行政廳の認可を受けなければ、その效力を生じない。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第一項の事由に因る外、農業協同組合は、組合員（准組合員を除く。）が十五人未満になつたことに因つて、農業協同組合連合會は、會員（准組合員を除く。）が一人になつたことに因つて解散する。

組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政廳に届け出なければならぬ。

第六十五條 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならぬ。

合併は、行政廳の認可を受けなければ、その效力を生じない。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

出資組合の合併には、第四十九條及び第五十條の規定を準用する。

第六十六條 合併によつて組合を設立するには、各組合の總會において組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。）又は會員たる組合の役員の中から適任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。

は、民法第七十三條、第七十五

第七十五條 組合の成立後從たる事

規定にかかわらず、毎事業年度末

る司法事務局又はその出張所を管

第一項の規定による設立委員の選任には、第四十六條の規定を準用する。

第六十七條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所所在地において、第七十九條に規定する登記をすることに因つてその效力を生ずる。

第六十八條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の權利義務（當該組合がその行ふ事業に關し、行政廳の許可、認可その他の處分に基いて有する權利義務を含む。）を承継する。

第六十九條 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

第七十條 清算人は、就職の後速滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借對照表を作り、財産處分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第七十一條 清算人は、組合の債務を辨別した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第七十二條 清算事務が終つたときは、清算人は、速滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第七十三條 組合の解散及び清算に

は、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二十五第二項第三項、第三十六條第一項、第三十七條及び第三百三十八條の規定に準用する。

この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「農業協同組合法第六十九條」と読み替へるものとする。

第七章 登記

第七十四條 設立の登記は、非出資組合にあつては設立の認可があつた日（第六十一條第二項及び第四項の場合にあつては、設立の認可に關する證明のあつた日）から、出資組合にあつては出資の第一回の拂込があつた日から二週間以内、主たる事務所所在地においてこれをしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 第二十八條第一項第一號乃至第三號の事項
- 二 事務所
- 三 出資組合にあつては、出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の總口数及び拂い込んだ出資の總額
- 四 存立時期を定めたときは、その時期
- 五 役員の名及び住所
- 六 公告の方法

組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

第七十五條 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内、従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄區域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することとを以て足りる。

第七十六條 組合が主たる事務所を移轉したときは、舊所在地においては二週間以内に前條第二項の事項を登記し、新所在地においては三週間以内に第七十四條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、舊所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄區域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第七十七條 第七十四條第二項の事項中に變更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

第七十四條第二項第三號の事項中出資の總口数及び拂い込んだ出資の總額の變更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在より事業年度終了後主たる事務所所在地においては四週間以内に、従たる事務所所在地においては五週間以内にこれをすることができ。

第七十八條 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

第七十九條 組合が合併をしたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に合併後存続する組合については變更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四條第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十條 清算人は、その就職の日から主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

前項の登記には、第七十七條第一項の規定を準用する。

第八十一條 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、清算が終了したことを登記をしなければならない。

前項の登記には、第七十七條第一項の規定を準用する。

第八十二條 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

各登記所に、農業協同組合登記簿及び農業協同組合連合會登記簿を備える。

第八十三條 組合の設立の登記は、役員全員の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、定款並びに出資の總口数及び出資第一回の拂込のあつたことを證する書面及び役員たることを證する書面を添附しなければならない。

合併に因る出資組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第六十五條第四項において準用する第六十九條の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債權者があるときは、これに對し、辨濟し、若しくは擔保を供し、又は信託をしたことを證する書面を添附しなければならない。

第八十四條 第七十四條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

第八十五條 組合の事務所の新設又は事務所の移轉その他第七十四條第二項の事項の變更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の變更を證する書面を添附しなければならない。

出資一口の金額の減少又は出資組合の合併に因る變更の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第四十九條（第六十五條第四

項において準用する場合を含む。)
の規定による公告及び催告をした
こと、若し異議を述べた債権者が
あるときは、これに對し、辨済
し、若しくは擔保を供し、又は信
託をしたことを證する書面を添附
しなければならない。

第八十六條 第七十八條の規定によ
る組合の解散の登記は、第三項に
規定する場合を除いて、清算人の
申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、解散
の事由を證する書面を添附しなけ
ればならない。

行政廳が組合の解散を命じた場
合における解散の登記は、當該行
政廳の囑託に因つてこれをする。

第八十七條 第七十九條の規定によ
る解散の登記は、合併に因つて消
滅した組合の理事の申請に因つて
これをする。

前項の場合には、第八十三條第
三項及び前條第二項の規定を準用
する。

第八十八條 第八十條第一項の規定
による登記の申請書には、理事が
清算人でない場合には、申請人の
資格を證する書面を添附しなけれ
ばならない。

第八十條第二項の規定による登
記の申請書には、登記事項の変更
を證する書面を添附しなければな
らない。

第八十九條 組合の清算終了の登記
は、清算人の申請に因つてこれ
をする。

前項の登記の申請書には、清算
人が第七十二條の規定により決算
報告書の承認を得たことを證する

書面を添附しなければならない。
第九十條 登記すべき事項で行政廳
の認可を要するものは、その認可
書の到達した時から登記の期間を
起算する。但し、第六十一條第二
項及び第四項の場合には、認可に
關する證明書の到達した時から登
記の期間を起算する。

第九十一條 登記した事項は、司法
事務局において遲滞なくこれを公
告しなければならない。

第九十二條 組合の登記には、非訟
事件手續法第四十一條乃至第四
五十一條ノ六及び第五十四條乃至
第五十七條の規定を準用する。

第八章 監督

第九十三條 行政廳は、組合に法令、
法令に基いてする行政廳の處分又
は定款若しくは規約を遵守させる
ために必要があると認めるとき
は、組合からその業務又は財産の
狀況に關し報告を徴することがで
きる。

第九十四條 組合員が總組合員の十
分の一以上の同意を得て、組合の
業務又は會計が法令、法令に基い
てする行政廳の處分又は定款若し
くは規約に違反する疑があること
を理由として検査を請求したと
きは、行政廳は、當該組合の業務
又は會計の狀況を検査しなければ
ならない。

行政廳は、組合の業務又は會計
が法令、法令に基いてする行政廳
の處分又は定款若しくは規約に違
反する疑があると認めるときは、
何時でも、當該組合の業務又は會
計の狀況を検査することができ

る。

第九十五條 行政廳は、前條の規定
による検査を行つた場合におい
て、當該組合の業務又は會計が法
令、法令に基いてする行政廳の處
分又は定款若しくは規約に違反す
ると認めるときは、當該組合に對
し、必要な措置を採るべき旨を命
ずることが出来る。

組合が第十條に規定する以外の
事業を行つたときは、行政廳は、
當該組合の解散を命ずることがで
きる。

第九十六條 組合員が總組合員の十
分の一以上の同意を得て、總會の
招集手續、議決の方法又は選舉が
法令、法令に基いてする行政廳の
處分又は定款若しくは規約に違反
することを理由として、その議決又
は選舉若しくは當選決定の日から
一箇月以内に、その議決又は選舉
若しくは當選の取消を請求した場
合において、行政廳は、その違反
の事實があると認めるときは、當
該決議又は選舉若しくは當選を取
り消すことができる。

第九十七條 行政廳は、第十九條第
一項の規定による契約の内容が公
益に違反すると認めるときは、當
該契約を取り消すことができる。

第九十八條 この法律中行政廳とあ
るのは、第六十八條の場合を除い
ては、都道府縣若しくは特別市の
區域又はその區域を超える區域を
地區とする組合については主務大
臣、その他の組合については都道
府縣知事又は特別市の市長とす
る。

前項の規定による主務大臣の權

限の一部は、これを都道府縣知事
又は特別市の市長に委任すること
ができる。

第九章 罰則

第九十九條 組合の役員が如何なる
名義を以てするを問はず、組合の
事業の範圍外において貸付をし、
若しくは手形の割引をし、又は投
機取引のために組合の財産を處分
したときは、これを三年以下の懲
役又は一萬圓以下の罰金に處する。
前項の罪を犯した者には、情狀
に因り、懲役及び罰金を併科する
ことができる。

第一百條 第九十三條の規定による報
告をせず、若しくは虚偽の報告を
し、又は第九十四條の規定による
検査を拒み、妨げ又は忌避した者
は、これを千圓以下の罰金に處す
る。

組合の代表者又は代理人、使用
人その他の従業者がその組合の業
務に關して前項の違反行為をした
ときは、行爲者を罰する外、その
組合に對して同項の罰金を科す
る。

第一百一條 左の場合には、組合の役
員又は清算人は、これを一萬圓以
下の過料に處する。
一 第十條に規定する以外の事業
を営んだとき。
二 第十九條第二項の規定に違反
したとき。
三 第二十條の規定に違反したと
き。
四 第三十二條の規定に違反した

とき。

五 第三十四條、第三十五條又は
第三十六條の規定に違反したと
き。
六 第三十八條第一項若しくは第
三十九條第一項の規定に違反し
て書類を備へ置かず、その書類
に記載すべき事項を記載せず、
若しくは不實の記載をし、又は
正當な理由がないのに第三十八
條第三項若しくは第三十九條第
二項の規定による閲覧を拒んだ
とき。

七 第四十條第四項又は第四十三
條第四項の規定に違反したと
き。
八 第四十九條若しくは第五十條
第二項又は第六十五條第四項の
規定に違反して出資一口の金額
を減少し、又は出資組合の合併
をしたとき。
九 第五十一條又は第五十二條の
規定に違反したとき。
十 第五十四條の規定に違反して
組合員の持分を取得し、又は買
入れの目的としてこれを受けたと
き。

十一 第六十四條第五項の規定に
違反したとき。
十二 第七十條又は第七十二條に
掲げる書類に記載すべき事項を
記載せず、又は不實の記載をし
たとき。
十三 第七十一條の規定に違反し
て組合の財産を分配したとき。
十四 民法第七十九條の期間内に
債権者に擔保をしたとき。
十五 民法第七十九條又は同法第
八十一條に規定する公告を怠

り、又は不正の公告をしたと
き。
問満了までに金融機關再建整備法
つき、同項の規定施行の日から二
は、政令でこれを定める。

連合會は、行政廳の認可を受け

り、又は不正の公告をしたとき。

十六 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 この法律の規定による登記を怠り、又は不實の登記をしたとき。

第二百二條 第二條第二項の規定に違反した者は、これを千圓以下の過料に處する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案

第一條 農業團體法及び農業協同組合法は、これを廢止する。

この法律施行の際現に存する市町村農業會、都道府縣農業會及び全國農業會（以下農業團體と總稱する）並びに生絲輸出組合及び養蠶實行組合については、前項に掲げる法律は、この法律施行後でも、なおその效力を有する。

前項の農業團體、生絲輸出組合及び養蠶實行組合でこの法律施行の日から八箇月を経過した時に現に存するもの（清算中のものを除く。）は、その時に解散する。行政廳は、必要があると認めるときは、何時でも第二項の農業團體又は養蠶實行組合に對し、解散を命ずることができる。この場合には、當該農業團體又は養蠶實行組合は、當該命令に因つて解散する。

第二項の農業團體で第三項の期

間満了までに金融機關再建整備法第三十四條第二項の規定により新勘定及び舊勘定の區分の消滅しないものについては、第三項の規定を適用しない。

前項の農業團體は、同項の區分の消滅があつたときは、遅滞なく解散の議決をしなければならぬ。

第五項の農業團體は、第三項の期間満了の後は、その事業を行うことができない。

主務大臣は、第五項の農業團體に對し、その財産の處分、保全その他管理に關し必要な命令又は處分をすることができる。

主務大臣は、第六項の規定による解散の議決及び第三項、第四項又は第六項の規定による解散に因る清算の終了を農業團體に通知することにより、關し責任があるものとする。

第二條 農業團體は、行政廳の認可を受けなければ、その資産を處分してはならない。但し、通常の業務として行ふ處分は、この限りでない。

前項の規定施行前に農業團體のした資産の處分に關する契約で同項の規定施行の日までに當該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいづれかが完了しているものについては、同項の規定を適用しない。

第一項の規定に違反する處分は、これを無効とする。

第一項の規定施行前に農業團體のした資産の處分に關する契約に係る資産の引渡及び代金の受領に係る資産の引渡及び代金の受領に

つき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、當該契約は、解除されたものとみなす。

農業團體が第一項の規定に違反してその資産を處分したときは、その行為をした農業團體の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第三條 農業協同組合及び農業協同組合連合會は、農業團體の會員となることができない。

都道府縣農業會又は全國農業會は、農業協同組合又は農業協同組合連合會に、その施設を利用させることができる。

第四條 農業團體の財産の分配は、各會員に平等にその持分に應じてこれをしなければならぬ。

第五條 市町村農業會の會員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、當該市町村農業會に對し、その財産の分割を請求することができる。

前項の場合には、市町村農業會の財産は、當該市町村農業會の會員の持分の總額のうち、當該市町村農業會の會員で同項の農業協同組合の組合員たるものの持分の總額の占める割合に應じて當該農業協同組合に歸屬する。

前項の場合における市町村農業會の會員の地位及び持分その他前二項の規定施行に關し必要な事項

は、政令でこれを定める。

金融機關再建整備法第三十四條第二項の規定により新勘定及び舊勘定の區分の消滅しない市町村農業會については、前三項の規定は、これを適用しない。

第六條 市町村農業會の會員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、當該市町村農業會に對し、その資産の譲渡又は債務の引受に關する協議を求めることができる。

前項の場合において協議が調わないときは、行政廳は、當事者又はその一方の申請に因り、當事者の意見を聴き、當該市町村農業會に對し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

前二項の規定により市町村農業會の譲渡する資産の額の當該市町村農業會の資産の總額に對する割合は、當該市町村農業會の會員の持分の總額のうち、當該市町村農業會の會員で當該農業協同組合の組合員たるものの持分の額の占める割合を超えてはならない。

第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は變更を求める訴は、當該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

第二項乃至前項に規定するものの外、第一項の規定施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第七條 命令で定める農業協同組合

連合會は、行政廳の認可を受けて、都道府縣農業會又は全國農業會に對し、その資産の譲渡又は債務の引受に關する協議を求めることができる。

前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。

第八條 この法律施行の際現に存する農業團體は、この法律施行後二箇月以内に總會を招集しなければならぬ。

前項の總會の招集は、少くとも會日から十日前までに會議の目的たる事項、日時及び場所を公告してこれをしなければならぬ。

第一項の總會は、會員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

行政廳は、第一項の農業團體の理事又は清算人に對し、前項に規定する會員の出席を得るため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第一項の總會の招集があつた場合において、第三項に規定する會員の出席がないときは、農業團體は、第一項の期間經過後でも、第三項に規定する會員の出席があるまで總會を招集しなければならぬ。この場合には、第二項乃至前項の規定を準用する。

前項の規定は、第一條第三項、第四項及び第六項の規定の適用を妨げない。

第九條 前條第一項の農業團體の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の總會の會日から一週間前ま

でに事業報告書及び財産目録を監事に提出し、且つ、その監事に監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならぬ。

前項の理事又は清算人は、同項の總會において、農業協同組合法及びこの法律に關し詳細な報告をしなければならぬ。

第一項の總會においては、資産處理委員會の委員を選任しなければならぬ。

前項の委員の定数は、五人乃至九人とし、少くともその四分の三は、農業協同組合法第九條第一項に規定する農民でなければならぬ。

第一項の農業團體の理事又は清算人は、第五條の規定による財産の分割並びに第六條又は第七條の規定による資産の譲渡（第六條第二項及びその準用規定の場合にあつては、行政廳に述べべき意見）及び債務の引受については、資産處理委員會の意見を聴き、これに従わなければならない。但し、總會の決議に違反することができない。

第十條 第五條第二項の規定により市町村農業會の財産のうち農業協同組合に歸屬した財産の價額は、特別法人税法による剩餘金の計算上、當該農業協同組合の益金及び當該市町村農業會の損金にこれを算入しない。

第十一條 農業協同組合又は農業協同組合連合會が第五條、第六條又は第七條の規定により農業團體から不動産又は船舶に關する權利を

承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録税法により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

農業協同組合が農事實行組合又は農業協同組合から不動産に關する權利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときも、また前項と同様とする。

第十二條 農業協同組合法施行の際現にその名稱中に農業協同組合又は農業協同組合連合會なる文字を用いている者は、同法施行後三箇月以内に、その名稱を變更しなければならぬ。

農業協同組合法第九條第二項の規定は、前項の期間内は、これを同項の者に適用しない。

第十三條 農業協同組合及び農業協同組合連合會は、金融機關再建整備法第二十六條第二項、第四十條第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用に關しては、これをこれらの規定に定める他の金融機關とみなす。

都道府縣農業會は、金融機關再建整備法第四十條第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定により、政令で定める金融に關する事業を譲渡する場合に、同法第四十二條第一項の規定にかかわらず、新勸定及び舊勸定の区分消滅前における農林中央金庫をその譲渡の相手方として選ぶことができる。

前項の場合において、農林中央金庫は、金融機關再建整備法第四十二條第一項の規定にかかわらず、前項に規定する事業を譲り受けることができる。

第十四條 農業協同組合法の一部を次のように改正する。

第十條ノ二第一項中「農事實行組合、農業協同組合連合會」を削る。

第十條ノ三及第十條ノ四 削除

第七十六條第二項中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

改正前の農業協同組合法第十條ノ三の規定により設立され、この法律施行の際に存する農事實行組合については、改正前の農業協同組合法中農事實行組合に關する規定は、この法律施行後でも、なおその效力を有する。

前項の農事實行組合については、第一條第三項及び第四項の規定を準用する。

第十五條 印紙税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十號中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に、同項第十二號中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第五條第六號中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、同條第九號中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第十六條 牧野法の一部を次のように改正する。

第二條ノ二第一項中「又ハ馬匹組合聯合會」を「馬匹組合聯合會、農業協同組合又ハ農業協同組合連合會」に改める。

第九條及び第二十五條中「馬匹組合聯合會」の下に、農業協同組合、農業協同組合連合會を加へる。

第二十七條中「若ハ馬匹組合連合會又ハ馬匹組合聯合會、農業協同組合若ハ農業協同組合連合會」に改める。

第十七條 登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七號中「農業團體」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に改める。

同條第十五號及び第十六號中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十八條 特別法人税法の一部を次のように改正する。

第二條第一號を次のように改める。

一 農業協同組合及農業協同組合連合會（所屬ノ組合員、組合又ハ連合會ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク）

第十九條 貯蓄銀行法の一部を次のように改正する。

第二十一條 臨時農村負債處理法の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合」に、同條第二項中「農業協同組合」に改め、「會員若ハ」を削る。

第二十二條 家畜市場法の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第四條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、「道府縣農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第二十三條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「道府縣農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第五條第一項中「全國農業會、道府縣農業會、市町村農業會」を「農業協同組合連合會、農業協同組合」に改める。

第二十四條 農林中央金庫特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第一條中「所屬道府縣農業會、所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合連合會、所屬農業協同組合」に改める。

第二十五條 農業團體自治監査法の一部を次のように改正する。

「農業團體自治監査法」を「農業協同組合自治監査法」に、「農業團體監査聯合會」を「農業協同組合監査聯合會」に、「農業團體監査員」を「農業協同組合監査員」に改め

第一條第一項第二號中「市町村農業會」に改める。

る。

第一條第一項中「農業團體」を「農業協同組合及農業協同組合連合会」に、同條第二項中「及」を「又」に、「農業團體」を「農業協同組合又ハ農業協同組合連合会」に改める。

第二條第三項、第四條第三項、第五條及び第九條第一項中「農業團體」を「農業協同組合又ハ農業協同組合連合会」に改める。

第二十六條 農材負債整理組合法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第二十七條 農材負債整理資金特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合」に、「市町村農業會」を「農業協同組合」に改め、「會員若ハ」を削る。

第一條第一項第二號中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第四條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、同條第二項中「道府縣農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第五條中「市町村農業會若ハ道府縣農業會」を「農業協同組合若ハ農業協同組合連合会」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に改める。

第十九條中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第二十條中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合会」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に、同條第二項中「道府縣農業會若ハ全國農業會」を「農業協同組合連合会」に、「市町村農業會」を「農業協同組合、全國農業會」に改める。

第二十一條第一項中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合会」に、「市町村農業會」を「農業協同組合、全國農業會」に改める。

第三十一條 國民貯蓄組合法の一部を次のように改正する。

會」に改める。

第三十三條 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第四條第三號中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第三十四條 金融緊急措置令の一部を次のように改正する。

第八條中「地方農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第三十五條 所得税法の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「市町村農業會貯金」を「農業協同組合貯金」に改める。

第四十條 この法律施行前(第二條第二項の農業團體については、同項の規定により效力を有する農業團體法の失效前)にした行爲に對する罰則の適用については、この法律施行後(同項の農業團體については、同項の規定により效力を有する農業團體法の失效後)でも、なお従前の例による。

附則 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。

八月十三日本委員會に左の事件を付託された。

一、函館管林局の管轄區域變更に關する請願(第五十四號)

一、米價改訂に關する陳情(第百二十八號)

一、米價改訂に關する陳情(第百二十八號)

一、米價改訂に關する陳情(第百二十八號)

(請第五十四號)昭和二十二年七月三十日受理

函館管林局の管轄區域變更に關する請願者 北海道虻田郡倶知安町 長 松實三外三十一名

紹介議員 板谷 順助君

今般の林政機構改革には賛成するが、當後志三廳管内の中關係二十二ヶ町村が新設の函館管林局の管轄に包含せられたことは、現地の實情を無視したものである、即ち地理的交通便利から生起する不利不便是固より、林産資源の生産を阻害し林野の維持管理經營の上に一大障害となるから、この措置を改め右區域を札幌管林局管轄の地區に變更せられたいとの請願。

(請第六十六號)昭和二十二年七月三十一日受理

藥用人參試驗場設置に關する請願者 請願者 福島縣大沼郡新郷村長 山口武美外八名

紹介議員 橋本萬右衛門君

843

(陳第百三十號)昭和二十二年七月二十三日受理

民有林野制度の確立に關する陳情

日本林業會會長 大村清一

農地調整法の施行に伴つて、民有林野の所有制限について國民は非常な苦痛を抱いており、そのため森林の濫伐が行われ、造林意欲が失われて國土保安上からも眞に憂慮すべき状態であるから、民有林地の所有權は、原則として制限しないという根本方針をはつきりと國民全般に知らせてもらいたいとの陳情。

(陳第百三十一號)昭和二十二年七月二十三日受理

養蠶協同組合法の制定に關する陳情

徳島縣阿波郡大俣村大養蠶會實行組合長 古本忠幸外三十六名

(外二件)

この陳情の趣旨は、陳第七十六號と同じである。

(陳第百三十三號)昭和二十二年七月二十三日受理

農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情

愛知縣渥美郡二川町全國食糧増産同志會二川支部 支部長白井嘉一外二名(外一件)

この陳情の趣旨は、陳第百二號と同じである。

(陳第百三十八號)昭和二十二年七月二十三日受理

開拓者資金融通に關する陳情

長野縣開拓委員會會長長野縣知事 林虎雄

緊急開拓事業による長野縣の開拓地入植者は、他に比し甚だ不利な條件の下に事業の遂行に努力しておるが、その

ほとんどが無資力者のため資金難に陥り、開拓地經營に支障を來しているから、これら開拓者に對し、政府は速かに資金の融通を圖りたいとの陳情。

(陳第百四十九號)昭和二十二年七月二十四日受理

米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に關する陳情

京都府町村長會會長 山内源藏

多くの弊害を伴う從來の報奨制度を廢止して、作付面積による公正なる肥料配給を行い、且つ責任生産量を決定し、農家各自の自覺のもとに増産に努力するような措置を講ぜられたいとの陳情。

(陳第百五十號)昭和二十二年七月二十五日受理

農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情

新潟縣佐渡郡高千村農業會會長 穴山鶴松外十七名

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。

(陳第百五十二號)昭和二十二年七月二十五日受理

運配主食の價格に關する陳情

山梨縣町村會會長 久保田宣朗

食糧の運配はひどく、且つその日數において各地に非常な差違のある状態であるから、七月五日までの運配分は全部舊價格によられたいとの陳情。

昭和二十二年九月二十九日印刷

昭和二十二年九月三十日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局